

議事日程（第二号）

令和七年十二月十日（水）午前十時開議

- 第一 議第百十九号から議第百五十五号まで
- 第二 議第百五十七号
- 第三 請願第三十八号
- 第四 一般質問

本日の会議に付した事件

- 一 日程第一 議第百十九号から議第百五十五号まで
- 一 日程第二 議第百五十七号
- 一 日程第三 請願第三十八号

第二号 十二月十日

欠 席 議 員 一 人

三十四番 小 原 尚 君



職務のため出席した事務局職員の職氏名

同	同	同	同	同	議事調査課管理調整監	議事調査課長	総務課長	事務局局長	事務局長
脇	遠	弥	水	佐	大	三	桂	籠	橋
若	藤	栄	野	藤	平	宅	川	智	基
知	俊		智	由	洋	誠	義		
香	輔	剛	裕	子	右	樹	彦		
子									

県土整備部長	藤井忠直君
理事(まちづくり担当)兼都市建築部長	野崎眞司君
都市建築部都市公園・交通局長	戸田克稔君
教 育 長	堀 田 君
警 察 本 部 長	三 田 貴 雄 君
代 表 監 査 委 員 長	鈴 木 祥 一 君
人事委員会事務局長	大 野 陽 一 君
労働委員会事務局長	廣 瀬 雅 史 君



十二月十日午前十時開議

○副議長(高殿 尚君) おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。



○副議長(高殿 尚君) 諸般の報告をいたします。

書記に朗読させます。

(書記朗読)

議案の提出について

知事から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、議第五百五十七号 令和七年度岐阜県一般会計補正予算の提出がありました。

請願書の受理について

請願第三十八号 教員未配置・免許外授業の解消、保護者負担の軽減、教育条件の改善を！二〇二五年度すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願の請願書を受理しました。

職員に関する条例に対する意見について

人事委員会委員長から、令和七年十二月四日付をもって、第二百二十七号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について及び第三百三十七号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、異議がない旨の回答がありました。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 日程第一から日程第三までを一括して議題といたします。

追加提出議案に対する知事の説明を求めます。知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。

初めに、一昨日の青森県東方沖を震源とする地震により被害に遭われました方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

さて、本日追加提出いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議第百五十七号は、令和七年度一般会計補正予算でございます。

国が決定いたしました「強い経済」を実現する総合経済対策に、本県として速やかに対応するため、総額四百五億円余を追加で計上するものであります。

その概要について御説明申し上げます。

まず物価高騰対策といたしまして、LPGガス料金や特別高圧契約で電力を使用する中小企業などの電気料金について支援をまいります。

また、医療機関・福祉施設などにおける食材費や光熱費のほか、職員の賃上げや診療等に必要経費の物価上昇に対する支援を実施してまいります。

さらに、農畜水産業における肥料・飼料費などへの支援についても実施してまいります。

次に、防災・減災、国土強靱化対策といたしまして、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守るため、道路、河川、農業用施設、治山施設などの整備のほか、森林整備や亜炭鉱廃坑の防災対策を推進してまいります。

以上をもちまして、提出案件の説明を終わります。議員各位におかれましては、何とぞよろしく御審議を賜

りますようお願い申し上げます。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 日程第四 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。二十九番 長屋光征君。

〔二十九番 長屋光征君登壇〕（拍手）

○二十九番（長屋光征君） 皆さん、おはようございます。

質問に先立ちまして、私からも県政自民クラブを代表して、十二月八日に発生をいたしました青森県東方沖地震で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、その多くの皆さん方の一日も早い平穏な日常が戻ることをお祈り申し上げます。

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、県政自民クラブを代表して質問をさせていただきます。

今回の代表質問では、今後の行財政運営など六分割で質問をさせていただきたいと思っておりますが、私自身、岐阜市の県議会議員として多くの岐阜市民の皆さん方、さらには多くの方々のお世話になって、十五年、県議会議員を務めさせていただいております。今回の質問の中には、その県都岐阜市が抱える公共交通の課題そのほかも入っておりますし、また私自身は十五歳まで旧武儀郡板取村という小さな村で生活をしてまいりました。今、その旧武儀郡板取村のような小さな中山間地域は岐阜県に大変たくさんありますし、知事の御実家

があるところもそうだというふうに思います。そういった地域が抱えている課題、そして今後起き得るであろう課題も含めて、質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、今後の行財政運営として、副知事の選任について知事にお尋ねをいたします。

本県では、今年七月以降、副知事が二名不在になるという極めて異例の状況が続いておりましたが、このたび、ようやく足立葉子氏を副知事とする選任同意の議案が提出をされ、議決をされました。

今回、岐阜県で初めて女性の副知事を登用されたという点で、県政に新たな風を吹き込むものと受け止めております。長年にわたり県職員として勤め上げられた足立氏を、知事がどのような考えや期待の下に選任をされたのか、その理由は県民にとっても大きな関心事です。

そこで、早速知事に質問です。足立氏にどのような役割を期待し、自らを支える副知事として選任をするに至ったのか、その狙いを伺います。

また、もう一人の副知事の選任についてはどのようにお考えなのか、併せてお尋ねを申し上げます。

次に、来年度予算編成について二点お尋ねをいたします。

知事は、これまで本会議で、本県の財政は再び危機的状況に陥りつつあると述べられていました。令和六年度決算では、将来負担比率が二二四・九％と全国平均を大きく上回り、基金の枯渇が懸念される深刻な現状を明かされております。

また、何をやるかだけでなく、何をやめるかの判断が極めて重要であるとされ、現状維持は衰退を意味するとの認識を示されました。これは、従来の発想や枠組みを改め、県政の運営の在り方そのものを転換していく必要性を強く示されたものと受け止めております。

江崎知事は、今年二月の就任当時、既に古田前知事による予算編成作業が終盤に差しかかっていたことから、知事が掲げる十の目標に沿って再編成を行う作業が中心であったと承知をしています。したがって、来年度の当初予算は、江崎県政として一から自らの構想と判断で編成をされる初の江崎カラー本格予算となります。

新しい県政がどのような理念と優先順位をもって岐阜の未来を描くのか、県民の関心は非常に高まっています。既に着手されている事務事業の廃止や見直しの判断は、大変困難なものです。しかし、それにより県民サービスを低下させることがあってはなりません。

とりわけ、後ほど改めて質問で取り上げますが、県には、県民の安心と安全を支える維持管理型の公共事業や、今後本格化する大型公共事業が控えています。これらの予算は、必要な安全確保や工事の着実な進捗に支障が生じることがないように、慎重な判断が求められます。

また、現在検討が進められている新交通システムについても、財政状況や将来の効果など、多角的な観点から丁寧な議論が重要です。将来に新交通システムの検討や整備に大きな予算が投じられ、その一方で県内のインフラの維持管理が後回しとなり、結果として災害時に重大な事態に陥るようでは、まさに本末転倒であり、県民の理解や納得を得ることはできません。

県財政健全化を進めつつ、先般発表された国の総合経済対策、特に重点支援地方交付金を有効活用し、県としても施策の充実を図る必要があります。安心して暮らせる地域づくり、子供や若者の希望ある未来、地域経済の再生など、政策課題に限られた財源をどう配分していくのか。そのかじ取りこそ、知事のリーダーシップが最も問われるところであります。

そこで質問です。来年度の当初予算編成において、どのような点に重点を置き、どのような方針で臨まれる

のか、知事のお考えを聞かせてください。

また、地方自治体の来年度予算に大きな影響を及ぼす令和八年度地方財政収支の仮試算では、地方の一般財源総額について、令和七年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされ、令和七年度を一兆三千億円以上上回る六十八兆九千億円とされています。

そのうち、地方税等は一兆円増加の四十九兆四千億円が見込まれていますが、国の経済動向や税制改正の影響によっては、地方税収や交付税の動向に不透明感が残る状況です。特に、ガソリンや軽油に係る暫定税率の廃止が決定し、これに伴う税収減の影響も懸念されます。

こうした中で、安定的な県政運営を図るには、歳入見通しを的確に把握し、財政運営の見通しを共有していくことが極めて重要です。

そこで質問です。当初予算編成に当たり、前提となる一般財源の見通しについて、今年度の県税収入の見通し、そして来年度の県税収入及び地方交付税の交付額の見込みについて、総務部長にお尋ねをいたします。

次に、「清流の国ぎふ」創生総合戦略の見直しについてお尋ねをいたします。

現行の「清流の国ぎふ」創生総合戦略は、県政の最上位計画として令和五年三月に策定され、令和九年度までを計画期間とするものであり、本年度は中間年度に当たります。策定当時は、コロナ禍を経て、人口減少や少子高齢化が一段と深刻化し、まさに県政全体が試練に直面する中、オール岐阜で難局を乗り越え、幸せと確かな暮らしのあるふるさと岐阜県を実現するべく、政策の方向性が示されたものであります。

この戦略について、知事は、就任直後の三月の議会でも、尾藤議員の質問に対し、現行戦略の目指す方向性は、安心とワクワクがあふれる社会が目指すものと同じであり、直ちに改定する必要はないと答弁をされました。

また、同時に、環境の変化により政策の転換が必要となれば、計画期間中であっても見直しを行うとの柔軟な姿勢も示されております。

こうした中、今年四月以降、知事は次々と新たな政策を展開されています。鳥獣害対策や防災訓練をテーマとした政策オリエンピック、新交通システムの導入検討、さらには異学年集団による学び合い、アグリパーク構想など、これまでの発想にとらわれない新たな挑戦が続いております。

加えて、県政の厳しい財政状況を明らかにし、事務事業の見直しにも着手されました。これは、従来の政策を当たり前とせず、新しい県政の方向性を切り開こうとする明確な姿勢の表れであり、就任後に新たに浮かび上がった政策課題も少なくないと受け止めております。

知事が就任されて間もなく一年。ここで改めて知事に質問です。「清流の国ぎふ」創生総合戦略をこのタイミングで見直す考えがあるかを伺います。

次に、県職員の働き方改革の推進についてお尋ねをします。

七月に行われた職員組合のアンケート結果が先般公表され、江崎知事に期待する事項として、働き方改革の実現やモチベーションの向上が上位に上げられています。こうした期待に応えるためには、職員が力を発揮できる環境整備が不可欠であり、仕事のやりがいや達成感の再構築とともに、柔軟で多様な働き方を選択できる制度の充実が求められます。

その点、今回十七年ぶりに知事が出席した組合交渉では、夏季休暇の日数について、知事自ら六日に拡充すると回答を示されました。しっかりと休み、しっかりと働く文化が大事という明確なメッセージは、職員の声に耳を傾け、働き方改革を前向きに進める知事の姿勢として大変心強いものであります。

しかし、この文化を根づかせるためには、制度面のさらなる改革が求められます。人口減少と人材確保難が深刻化する中、行政も従来の画一的な業務形態を見直し、多様な働き方を可能とする制度を積極的に導入する必要があります。

中でも週休三日制の導入は、既に全国の自治体に広がりつつあり、隣の愛知県でも来年一月から全職員を対象に導入すると発表しています。週休三日制は、職員の家庭や子育て、介護、地域活動に充てる時間を確保し、心身の健康維持や生活の充実につながります。さらに、余暇を生かした自己研さんの機会を広げ、働く意欲や創造性を高めることも期待されます。仕事にめり張りをつける意識の醸成や、優秀な人材の確保・定着にも寄与し、試行導入した自治体からは、ワーク・ライフ・バランスや公務能率によい影響が確認できたため、本格導入をしたとの報告もあります。

江崎知事の重点施策である働いてもらい方改革は、従業員が最も生産性を発揮できる環境づくりを上げていますが、その理念は県内企業のみならず、県庁組織にも当てはまります。まさに「隼より始めよ」の言葉どおり、県が率先して柔軟な働き方を実現する姿は、市町村や地元企業に向けて大きなメッセージとなり、本県が働きやすさと働きがいと両立する県であることを県内外に示す象徴的な取組になると考えます。

そこで質問です。しっかりと働き、しっかりと休む職場環境の整備や、週休三日を可能とするフレックスタイム制をはじめとした多様な働き方の実現に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。ここで一回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

私には、まず五点の御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず副知事の選任についてでございます。

まず副知事というのは、知事と共に県政全般の業務を指導する役割を担う重要なポジションでございます。知事と各部署の間を取り持ち、部局を指導監督するとともに、知事に対して意見具申をする役割を担っております。

そうした中で、私が副知事に期待する役割として、かねてより次の三点を申し上げてまいりました。一つ目は、私の目が届かないところに目配りができること。二つ目は、私の耳に届かない声を聞けること。三つ目は、私をいさめるために直言することができることでございます。

今回選任する足立さんは、特に女性の視点で私の目の届かないところに目配りをしていただき、そして私の耳に届かない声を聞いていただくことを期待しております。

また、足立さんは農政の専門家として、農産物のブランド戦略、農業の担い手育成、農福連携の推進のほか、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした国内外への県産食材のPRなど、現場の意見を聞きながら政策に反映してきた県での豊富な経験と実績がございます。

加えて、今年度は西濃県事務所長兼地域危機管理監として総合的な立場で行政に携わる中で、他の県事務所とも連携しながら地域の課題を的確に指摘いただくとともに、現場がより細やかに対応できるよう、予算執行における本庁と現地の役割の見直しについて、直接私に意見をいただいております。

こうした実績などを踏まえ、先ほどの条件にかなうと判断いたしましたので、このたび選任することとしたもの

でございます。

また、足立さんは、前例のないことにも失敗を恐れずチャレンジする、仕事は一人でやるものではなく、みんなでつくり上げていくという考えを持つておられると伺っており、副知事として力を發揮していただき、共に県政の課題に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、もう一人の副知事につきましては、国とのパイプ役を果たすとともに、積極的に国からの予算獲得や政策提案ができる方であること、その上で岐阜県を大切に思っていただけの方であること、こうした観点を踏まえて選任し、適切なタイミングで提案したいと考えております。

次に、来年度当初予算編成における重点と編成方針についてお尋ねをいただきました。

今年度の当初予算は、先ほど御指摘いただきましたけれども、選挙後、極めて短い時間で対応せざるを得ない状況だったため、前県政において策定された予算を基に、専らこれを組み替える形での編成となり、選挙で県民の皆様にお約束した政策理念を十分に反映できたとは言いがたいものがございます。このため、執行段階での事業内容や手法の見直しなど、職員の皆さんの知恵と工夫によって必要な政策を実行してきたところでございます。

これに対して、来年度当初予算は、私が県政を担当して初めて本格的に編成する予算でございます。県民の皆様様の安心を確保しつつ、本県の未来に夢と誇りを持てるワクワクを創出し、人やモノが集まる岐阜県づくりに向けた取組を着実に進めていくときであると考えております。

しかしながら、財政状況は一層厳しさを増しておりますので、予算や人材、さらには県有施設という貴重な資源をより有効に活用することを念頭に、さらなる知恵と工夫によって安心とワクワクを実現すべく全力を尽

くしてまいります。

この点は重要ですので、少し丁寧に答弁させていただきます。

まず初めに、安心を確保するための取組について申し上げます。

まず、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守るため、引き続き災害に強いインフラ整備に取り組むほか、長引く物価高騰についてもしっかりと対応してまいります。

なお、本日追加上程いたしました予算案でも、防災・減災を中心とする国土強靱化に向けた県土整備事業に加え、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策予算を計上しておりますが、来年度に向けても、必要な公共事業予算を確保するとともに、さらなる物価高騰対策を検討してまいります。

加えて、国内各地において被害が深刻化しております熊対策について、国の対策パッケージを踏まえ、より効果的な対策を企画・立案、実行してまいります。

このほか、本県が誇ります喫茶店のモーニング文化、これを生かし、高齢者の健康維持につなげる「ぎふモーニングプロジェクト」について、参加者の皆様の健康データを継続的に収集・分析することで効果を検証し、県民の皆様が意識することなく健康を維持することができる政策の全県展開を図ってまいります。

次に、ワクワクに係る取組について申し上げます。

まずは現在の経済、雇用情勢に鑑み、若者や女性、さらには高齢者、障がいのある方もその能力を発揮できる雇用環境を創設し、ひいては若い人たちの人口流出に歯止めをかけることにつながると期待される働いてもらい方改革を県内全域に広げてまいります。

次に、木の国・山の国と言われる本県の地域資源を生かし、バイオークスや小水力発電など、持続可能で

環境に優しい新たなエネルギーの供給体制の創出に加え、県内自治体の連携による地域課題の解決と新たなビジネスの創出にも取り組んでまいります。

さらに、まちのにぎわいを取り戻すための新たな交通システムの導入に向けた検討や、リニア岐阜県駅を核としたまちづくりの推進など、まちのにぎわい創出にも力を入れてまいります。

加えて、全国には三十五万人を超える不登校児童・生徒がいることや、長きにわたって学校現場の課題であるいじめの問題も踏まえ、本県の未来を担う子供たちが主体的に学び、考え、失敗を恐れず様々な経験ができる新たな教育の形を構築するため、学年の異なる子供同士が学び合う異学年集団による教育活動を推進してまいります。

このほか、担い手の減少に悩む農業分野において、楽しみながら気軽に農業を体験できる場を提供するアグリパーク構想を政策オリソニックを通じて推進することにより、楽しくもうかる農業を構築してまいります。

一方で、これまでの議会でも答弁いたしましたとおり、県財政は近い将来、不測の事態に備えるための基金の枯渇が懸念される大変厳しい状況にあります。限られた財源の中で、先ほど申し上げた政策を着実に実行するため、従来事業の見直しを行ってまいります。

見直しに当たっては、各部署の次長級職員で構成したプロジェクトチームや建築の専門家も入ったチームによって、各種イベントや広報の在り方、県有施設の活用や改修方法などについて、横串の視点での見直しを求めするなど、これまでの当たり前を見直し、少ない経費でより効率的・効果的な実施方法を検討してまいります。この際、見直しの方針として重視しておりますのは、予算がないから県民サービスを削減するのではなく、これまでの在り方を見直すことで、むしろ県民サービスを向上させるために工夫し、知恵を絞り、汗をかく取組

を職員と共に行ってまいります。

実際、前県政で実施が決まっております都市緑化フェアやねりんピック、大関ヶ原祭などがございますが、おかげさまで参加者から大変好評をいただいておりますのでございますけれども、職員の知恵と工夫で予算の大幅削減を実現しております。

なお、現在、国においては、高市政権の下、責任ある積極財政が掲げられておりますが、県としても将来世代に対する責任ある予算編成を行っていかねばなりません。そのため、県政運営に当たりましては、将来世代の負担に十分配慮しつつ、一過性の対応ではなく、将来にわたり県民の暮らしや地域の活力を高めるための投資に積極的に予算を手当てしてまいります。

次に、「清流の国ぎふ」創生総合戦略の見直しについてお尋ねをいただきました。

「清流の国ぎふ」創生総合戦略に掲げる人づくり、地域づくり、魅力と活力づくりの方向性は、先ほども指摘いただきましたとおり、私が進める県政においても継続して行うべき取組であると認識しており、就任早々の見直しは必要ないと判断したところでございます。

一方で、県民の皆様が抱える将来への不安や閉塞感を払拭し、安心とワクワクを実現するため、例えば働いてもらい方改革やぎふモーニングプロジェクト、バイオコークス研究会、アグリパーク構想など、新たな施策の具体化に注力してまいりました。これら施策が、企画・構想・トライアルの段階から県事業として本格展開できる段階となりつつある今、県の総合戦略にも明確に位置づけるとともに、改めて政策全体を通したコンセプトとして体系化し、分かりやすくお伝えすることも重要であると考えております。

また、この総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方創生の取組をまとめた岐阜県版の地方創

生戦略でもありません。現在、国は地方創生二・〇を掲げ、当面の人口減少が続くことを正面から受け止めつつ、若者や女性に選ばれる地方をつくることを基本姿勢としております。今月中には国の総合戦略が策定され、地方においても地域の多様な声を聞きながら、それを踏まえた戦略の見直しを行うよう求めているところでございます。

これに加えて、本県の財政は極めて厳しい状況にあり、持続可能な県政運営を行っていくためには、中長期的な政策の方向性を整理し、具体的施策の在り方を県民の皆様にお示しする必要があると認識しております。

こうした状況を総合的に勘案いたしまして、もともと令和九年度末となっておりまして現在の総合戦略の終期を一年前倒しし、来年度においてその改定に向けた本格議論を開始したいと考えております。そのキックオフとして、まずは今月下旬に県下の各界有識者の皆様、とりわけ女性の方々にも多く参画いただき、直面する課題や問題の認識、取り組むべきテーマなどについて幅広く御意見を伺うなど議論をスタートさせてまいります。最後に、県職員の働き方改革の推進についてお尋ねをいただきました。

ライフスタイルや働き方が多様化する中で、よりよい人材を確保し、その定着を図っていくためには、県職員においても、しっかりと働き、しっかりと休む、メリ张りのある仕事ができる職場環境を整備することが必要でございます。

特に、難しい課題に果敢に挑戦するためには、職員の健康とともに家族との関係も含めプライベートも大切にでき、高いモチベーションを持つて仕事ができる環境を整えることが重要だと考えます。

このため、PCログを用いた時間外勤務の適正化、他県よりも取得しやすい家族看護休暇の導入に加え、在宅勤務を週四日まで可能とするなど、職員一人一人がモチベーション高く仕事ができるよう制度の充実を図つ

てきたところでございます。

ただいま議員が事例として挙げられましたフレックスタイム制でございますが、これは公務の運営に支障がないと認める範囲において、始業及び終業の時刻を職員の申告を考慮して割り振る制度であり、導入すれば、育児や介護といったそれぞれの家庭の事情に応じた柔軟な働き方に対応できるようになるほか、勤務時間を割り振らない日を設けることで、週休三日を実現することも可能となります。

一方で、管理職が不在となる時間帯の勤怠管理のほか、県民の皆様へのサービスレベルが低下しないよう、窓口業務のある所属の体制確保など課題も想定されますことから、職員からの意見を聞きながら丁寧な議論を重ね、制度導入に向けて検討を進めてまいります。

なお、本年七月からは、育児や介護といった理由に限らず、時差出勤を利用可能としたほか、今月からは全職員へタブレット型パソコンの導入を本格的にスタートし、出張先や自宅など場所を選ばずに職場と同様に仕事ができる環境を整えてまいります。

県といたしましては、こうした柔軟な働き方に資する取組を一つ一つ積み重ね、県職員の人材確保につなげるとともに、市町村や地元企業に向けた働き方改革のよき先例となるよう、今後も引き続き職員の意見を聞きながら、多様な働き方の実現に努めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 総務部長 平野孝之君。

〔総務部長 平野孝之君登壇〕

○総務部長（平野孝之君） 今年度の県税収入の見通しと来年度の県税収入及び地方交付税の交付額の見込みについてお答えをいたします。

まず今年度の県税収入につきましては、定額減税が終了した影響を除きますと、全体としては前年度と同水準で推移しております。

一方、来年度につきましては、軽油引取税を含むいわゆるガソリン暫定税率の廃止やアメリカの通商政策による影響、物価や為替の変動に伴う消費や企業収益の動向などに留意が必要であり、見通しは不透明であります。

次に、来年度の地方交付税の交付額につきましては、国の概算要求におきまして、一般財源総額は今年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされておりますが、具体的には、今後、年末にかけて国の地方財政対策において決定されていくこととなります。このため、税制改正などの国の動向や経済情勢を注視してまいります。特に、県財政に大きな影響を及ぼしかねない、いわゆる暫定税率の廃止については、国による財政措置の状況に十分留意してまいります。その上で、来年度当初予算において適切に見込んでまいります。

○副議長（高殿 尚君） 二十九番 長屋光征君。

〔二十九番 長屋光征君登壇〕

○二十九番（長屋光征君） それぞれ御答弁ありがとうございます。かなり丁寧に御答弁いただきました。

次は、知事が進めるワクワクのほうを、私のほうから質問をさせていただきます。三項目四点伺います。

それは、岐阜県の魅力発信に向けた今後の展開についてであります。三項目四点伺います。

最初に、県の認知度と魅力度向上に向けた新たな広報戦略についてお尋ねをいたします。

十月に発表された二〇二五年都道府県魅力度ランキングにおいて、岐阜県は昨年と同じ三十四位にとどまりました。自然、歴史、文化、産業、本県には誇るべき魅力や宝が数え切れないほどあります。それにもかかわ

らず、全国の方々の心に岐阜県という名が強く刻まれていないのは非常に残念であります。このため、今こそ発信の手法を時代に合わせて一新し、岐阜の魅力をより強力に届けていくべきだと考えます。

現代の広報戦略において、SNSの活用は不可欠です。特に若い世代にとつて、SNSは新聞やテレビ以上に主要な情報源であり、数秒の動画や一枚の画像が地域の印象を一瞬で決定づける時代です。SNSを通じたリアルタイムの発信は、費用対効果にも優れ、共感を軸にした双方向のコミュニケーションを生み出す極めて強力な手段です。今後、県として本格的な戦略展開を検討すべきではないでしょうか。

そして、人々の心に残るためには、記憶に残る言葉の力も必要です。誰もが覚え、自然に口ずさめるキャッチコピーは、県の顔そのものとなります。知事は、本県の政策を安心とワクワクという言葉で伝えられています。理念としては非常に分かりやすく魅力的ですが、岐阜県という存在そのものを象徴するフレーズとしては、もう一歩岐阜らしさを鮮明に打ち出す言葉があってもいいと思います。

北海道の「でっかいどう」、香川の「うどん県」、埼玉の「彩の国さいたま」、これらはシンプルでありながら、少しユーモアを交えて県の個性を見事に表現しています。本県でも、覚えやすく、県民が誇りを持って語りたくなる、そんな知事自身が考える新しい岐阜県のフレーズづくりに挑戦してはいかがでしょうか。

さらに、言葉と並び、物語をつなぐ存在として欠かせないのがキャラクターであります。本県にはミナモトという愛されるマスコットがいますが、発信力の強化には物語性や対話性を備えた新たな展開も考えられます。

滋賀県彦根市の例では、「ひこにゃん」にライバルキャラ「わるにゃんこ将軍」を登場させ、互いの関係性を通じて新たな物語やメディアの露出を生んでいます。本県でも、ミナモトの川の水面に住む妖精という環境を守るシンボルとしての特性を生かし、その対となる環境を脅かす存在をモチーフにしたライバルキャラを創出

してはどうでしょうか。

例えば、河川に侵入する外来生物や山林への不法投棄といった課題を象徴する環境破壊キャラ、ここでは仮に「悪ミナモ」という名前にします、を登場させ、ミナモと悪ミナモが対決するストーリーを通じて、県民に環境を守る心を訴える。子供たちは、楽しみながら自然の大切さを学び、大人たちもまたそこに県の理念を見ることが出来る。そんなストーリー仕立ての広報こそ、岐阜県の新しい発信の形ではないでしょうか。

以上のように、SNS・キャッチコピー・キャラクターを三位一体で活用することで、県民の共感を呼び、全国に岐阜ブランドを力強く発信できると考えますが、次世代を見据えた本県の広報戦略についてどう考えるか、知事の御所見を伺います。

次に、大型イベントの成果と今後の展望について二点お尋ねをいたします。

十月に開催されたねりんピック岐阜二〇二五は、県内四十二町村を会場に、交流大会とふれあいレク大会、合わせて五十五種目が実施され、延べ約六十万人が参加する全国規模の祭典として盛大に行われました。この大会が成功裏に終えられたことは、県政運営の大きな成果であったと感じております。改めて、この大会を大いに盛り上げていただいたボランティアの皆さん方やレクリエーション協会、そういった皆さん方がおもてなしの精神を持ってやっていただいたことが、大会の開催を成功裏に終えた成果だと私は思っていますので、県議会を代表して感謝を申し上げます。

しかし、この大会を一過性のイベントで終わらせず、今後の健康長寿社会づくりへと発展させることが重要であると思っています。今回の経験を生かし、地域スポーツやレクリエーション活動への継続的な参加を促すとともに、参加者の健康意識の変化を定期的に把握していく視点が求められます。

今回のねりんピックでは、「ミナレク運動」と「ぎふモーニングプロジェクト」を県民運動として展開しました。このうちモーニングプロジェクトについては、さきの六月議会で健康福祉部長が行動変容を調査し、健康データと関連を分析して有効性を見える化し、フレイル予防や効果的な取組を岐阜モデルとして全国に発信する考えを示されました。

ねりんピックに関わる取組についても、同様に科学的な分析を通じて健康づくりへの効果を検証し、継続的な生涯スポーツ施策へ反映させることが大切です。先月には、レクリエーションが六十歳以上の健康に与える効果を検証する報告会が行われ、その成果が発表されました。ねりんピックの種目や交流プログラムについても、日常的な参加の有無で健康状態にどのような差が生じるのかを調査分析し、政策的なエビデンスを蓄積していく取組が必要ではないでしょうか。

そこで、知事に質問です。ねりんピック岐阜二〇二五を終えた直直な所感と、この経験を今後の健康長寿社会づくりや生涯スポーツ及びレクリエーションの推進にどのように生かしていくのか、お尋ねをいたします。また、本県では、誰一人取り残されないスポーツ立県・ぎふを基本目標として、スポーツ振興に取り組んでいます。平成二十四年のぎふ清流国体・ぎふ清流大会を皮切りに、平成二十八年の全国レクリエーション大会、平成三十年のアジアジュニア陸上競技選手権大会、今年のねりんピック、そして令和九年の国スポ冬季大会スピードスケート競技会へと続きます。この十数年、全国的・国際的なスポーツイベントを数多く誘致し、県民が一体となって岐阜の魅力を全国に発信をしてきました。

全国規模の大会は、子供や若者がトップレベルの競技や選手に触れる貴重な機会になります。地元で大会を経験することは、スポーツへの関心を高め、将来の夢や目標を抱くきっかけにもなります。

また、次世代を育む教育的効果や競技力向上も期待できますし、訪れた人と交流が生まれ、地域の活性化にもつながるなど、スポーツイベントの開催には多方面にわたる効果と考えます。

一方で、大型イベントの開催には、財政やマンパワー不足といった現実的な制約があります。今後、スポーツイベントをどのような方向性で実施していくのか。私は、誘致や開催を数や規模で追うのではなく、いかに効果を県民や地域へ還元するかという質が重要だと考えています。特に六月議会で答弁いただいた礼儀や道徳心を身につけることができ、教育的価値の高い武道のイベント開催には大いに期待しているところです。

そこで知事に質問です。今後、全国的・国際的なスポーツイベントの誘致や開催にどのような方針で挑まれるのか、お伺いをいたします。

次に、大河ドラマの放送を契機とした県内広域観光の推進について伺います。

来年放送予定のNHK大河ドラマ「豊臣兄弟！」は、固い絆で天下統一を成し遂げた豊臣秀吉・秀長兄弟の物語です。その家臣には、垂井町ゆかりの竹中半兵衛公、土岐市や本巢市ゆかりの古田織部公、坂祝町出身と言われる仙石秀久公など、本県に深く関わる人物が数多く登場します。岐阜はまさに戦国の要衝であり、この放映を機に県内各地が全国の注目を集めることが大いに期待をされています。

こうした機運を県全体に広げるため、まず象徴的な存在となるのが岐阜城です。信長公が天下布武を掲げ、戦国史にその名を刻んだ岐阜城は、豊臣政権の礎を語る上でも欠かせない史跡です。来年は、この岐阜城を中心に岐阜の歴史観光を盛り上げていきたいと考えているところですが、残念ながら岐阜城の天守閣と資料館は、来年度から令和九年十月まで改修工事のため休館となります。

しかし、これは単なる改修ではなく、新たな歴史発信の再整備の準備期間と捉えるべきで、改修期間であつ

ても岐阜の歴史的魅力を県全体で発信し続けることが重要です。

例えば、秀吉の出世の原点である墨俣一夜城、天下分け目の決戦地・関ヶ原、明智光秀ゆかりのある可児市・土岐市、戦国の山城が数多く残る山県市など、県内には物語性と臨場感に満ちた史跡が点在をしています。これらを巡る周遊観光の輪を広げることは、県の歴史観光を底上げする絶好の機会です。大河ドラマを通じて脚光を浴びる今こそ、県内の史跡を結ぶ広域的な観光ネットワークを構築し、県主導で市町村の垣根を超えた連携を推進すべきです。

そこで質問です。大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放映を契機に、より多くの方々に本県に訪れていただき、岐阜の歴史観光を広域的に巡っていただくため、県としてどのように取り組むのか、観光文化スポーツ部長に伺います。

ここで二回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、三点御質問をいただきました。

まず、県の認知度と魅力向上に向けた新たな広報戦略についてお答えをさせていただきます。

岐阜県は日本の真ん中であって、広大な山林や肥沃な農地、そしてすばらしい温泉、おいしい食べ物、世界に誇る伝統文化や歴史遺産など、全国的にも恵まれた資源が豊富にあり、国内のみならず、特に海外からも多くの観光客が訪れているところでございます。

一方で、議員御指摘のとおり、多くの観光客にとって、これらのすばらしい資源が岐阜県にあるとの認識が

低いと言われており、実際、昨年行われましたネット上のアンケート、どこにあるか分からなくなりがちな都道府県ランキングでは、岐阜県は全国最下位になるなど、大変残念な状況と言わざるを得ません。

特に、岐阜県に生まれ育った子供たちにふるさとへの誇りや愛着を持ってもらうためには、特に若い世代の人たちに岐阜県のすばらしさや魅力を積極的に発信し、分かりやすく伝えていくことは極めて重要でございます。とりわけ、若者向けに効果的に情報を届けていくためには、これも議員御指摘いただいたように、従来からのテレビ、ラジオ、新聞等のメディアだけでは十分とは言えず、SNSなど新たな手段も組み合わせることで総合的に発信力を高めていく必要があると考えております。

こうしたことから、岐阜県におきましては、広報課にSNSを通じた情報発信を行う特別チーム、これを設置いたしました。県内外の若い世代に岐阜県は面白い、岐阜県のことをもっと知りたいと感じてもらえるよう、県の政策や地域資源、魅力などの発信に取り組んでいるところでございます。

十月に開設いたしました公式インスタグラムでは、県政情報に加えまして、県の認知度向上を図るために、世界遺産や歴史、自然などの岐阜県が誇る地域資源を紹介する「実は、岐阜県！」シリーズを発信しているところでございます。このシリーズの中で、岐阜県がどこにあるのかについても、動画を用いて分かりやすく、かつ海外の方にも一目でお分かりいただけるよう、英語発音、英語併記にて情報発信しているところでございます。

また、若年層が関心を持ちにくいと言われている政策については、若年層に人気のショート動画を活用して、知事記者会見のポイント動画や十五秒解説動画など、県の政策を分かりやすく発信しております。

さらに、岐阜弁を紹介するショートドラマなど、若手職員が自らの目線で岐阜の魅力を発信する企画を考え、

部局を問わず意欲ある職員が出演するなど、職員の新たな活躍の場となっており、視聴者数も順調に伸びており、応援のコメントなどもいただいております。私も若手の指示によって出演させていただいております。

そのほか、県全体としてSNS発信力強化のため、各所属の職員への動画の撮影・編集・投稿についてのアドバイスを行うほか、各所属が独自に管理するアカウント、これの集約・整理も進めているところでございます。

議員から御提案のキャッチコピーやキャラクターは、岐阜県の認知度や魅力を高める上で重要な役割を担うものと認識しております。また、ミナモにつきましたは、様々な媒体や行事で活用しております、子供から大人まで幅広い世代の皆様にあされるキャラクターとなっているところでございます。ただし、新たなキャラクターなどにつきましては、すぐに批判など、こうしたものを含め様々な意見が出やすいものであることも事実でございます。そうした点も念頭に置きつつ、次世代を見据えた広報戦略を多角的に検討してまいります。

いずれにしましても、若者をはじめ県内外の幅広い方々に向けて、県の魅力や政策をストーリー仕立て、まさに議員おっしゃっていただいたとおり、ストーリー仕立てで分かりやすく紹介するなど、皆様の共感を呼ぶ広報を力強く展開し、本県の認知度と魅力度の向上につなげてまいります。

次に、ねんりんピック岐阜二〇二五を終えての所感と成果を生かした今後の展開についてお答えをさせていただきます。

コロナ禍によりまして、延期、中止を経て五年ぶりに開催されましたねんりんピック岐阜大会では、全県を舞台に様々な取組が行われました。

まず本番への機運醸成のため、本年七月から県内五地域においてレクリエーションフェスティバルを開催す

るとともに、キックオフイベントを行い、総合開会式での炬火台に点火する「健康長寿の焔（ひ）」を採火いたしました。

迎えた大会本番は、十月十八日から四日間、全国から一人の選手、関係者を迎え、盛大に開催させていただきました。特に関ヶ原の合戦に見立てた開会式をはじめ、飛騨牛やアユをメインとした豪華な大会弁当、本県ならではの飲食、お土産ブース、各市町村での心のこもったおもてなしなど、大変好評でございました。

各競技会場におきましても、スポーツや文化種目に加え、本大会独自の取組であります誰もが参加できるレクリエーションで盛り上がったほか、全国から五百点を超える作品が寄せられた美術展や健康福祉機器展など、本大会は、スポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典として大盛況のうちに終えることができました。改めて、関係いただいた全ての皆様から感謝を申し上げます。

大会を終えての所感としては、三点ございます。

まず第一に、ねんりんピックは高齢者が主役であるものの、今回は若い世代の活躍が本大会の特徴であったと感じております。特に、地元小・中学生や特別支援学校の生徒による応援のための横断幕やのぼりの作成、開・閉会式での保育園児、児童合唱団、高校生、大学生、濃姫隊などによるパフォーマンスなどに大変大いに盛り上げていただきました。

第二に、大会を通じて、岐阜の誇る喫茶店のモーニング文化、これを全国に発信できたことでございます。スタンプリーは、登録店舗が四百二十に達したほか、モーニングコンテストも盛り上がりました。また、チケット付ガイドブックが好評を博したほか、市内三か所のモーニングブースでは売り切れ続出となりました。おいしい、楽しい、ワクワクがテーマのぎふモーニングプロジェクトにより、頑張らなくてもできる健康づく

りへの理解が広がりつつあるところでございます。

そして第三は、選手・関係者が皆笑顔で生き生きと活動されていたことが印象的でございます。私も実際多くの会場を回らせていただきましたけれども、どの会場でも私がむしろ元気をいただいたぐらいでございます。健康づくりには、生きがいとなるスポーツ・レクリエーションが大変重要であることを実感したところでございます。

今後は、こうしたプロジェクトにおいて得られた経験を生かしまして、人生百年時代の健康づくりをさらに進めてまいります。具体的には、来月からモーニングプロジェクト第二弾として、喫茶店を利用する高齢者の方々を中心とする約八百名の方々を対象に、一年間にわたって健康データを取得させていただき、健康増進やフレイル予防につながる取組を行ってまいります。

さらに、様々なレクリエーションにつきましても、モーニングプロジェクトとの連携による普及拡大、担い手としての若者の参加促進、医療分野との連携など、幅広い視点から推進してまいります。

三点目といたしまして、今後の全国的・国際的なスポーツイベントの誘致・開催に係る考え方についてお答えをいたします。

本県では、平成二十四年のぎふ清流国体・ぎふ清流大会の成果を一過性に終わらせることなく継承していくため、全国的・国際的なスポーツイベントの誘致・開催に取り組んでまいりました。

最近では、平成二十八年の全国レクリエーション大会、平成三十年のアジアジュニア陸上競技選手権大会、令和元年の日本スポーツマスターズなどを県が主体的に開催することで、県全体のスポーツ振興、健康増進、地域の活性化、岐阜の魅力発信などに貢献できたと認識しております。そして何より、イベントに携わった県

職員の成長に大きな効果があったと考えております。

一方、こうしたイベントの開催には、議員御指摘のとおり、特に財政面において相当程度の県負担が生じます。しかしながら、職員の知恵と工夫によって、例えばねりんピックでは、当初予定していた全体事業費を約二割、金額にして三億円を削減しつつ、大変大きな成果を得ることができました。

他方、本県では、ぎふ清流ハーフマラソンや美濃市でのロードレース、ツアー・オブ・ジャパン、愛知・岐阜が舞台の世界ラリー選手権ラリージャパンといった全国的・国際的なイベントも毎年開催されており、約六万から十万人規模の参加が実現しているところでございます。

実は、こうしたイベントでは、県の財政負担は比較的少額でございます。ただ、その一方で、額は少なくとも県外からの参加者も多く、宿泊や飲食、買物など高い経済効果が得られており、また県民が海外のトップレベルの選手と触れ合えるとともに、岐阜を世界へPRできる貴重な機会となっております。せんだつても、天下一富舞をこの会で紹介させていただいて、大変好評でございました。

今後、こうした大型イベントの企画や全国的・国際的スポーツイベントの誘致・開催については、厳しい財政状況に鑑み、県が主体となつて開催することは当面控えざるを得ないと考えております。

なお、既に来年度開催が決定しております国民スポーツ大会冬季大会につきましては、ねりんピックを参考にしつつ、極力財政負担を抑えながらも大会を盛り上げる工夫をしております。

その一方で、他団体などが主体となります大規模スポーツイベントにつきましては、県が有する様々なネットワークを活用して積極的に誘致してまいりたいと考えております。

また、議員から御提案のありました日本固有の武道につきましては、演武の披露や武道体験会などの開催と

ともに、関ヶ原をはじめとする多くの史跡や関市の刃物産業とも連携して、重層的な効果のあるイベントを企画立案してまいりたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君。

〔観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君登壇〕

○観光文化スポーツ部長（渡辺幸司君） 大河ドラマの放映を契機とした県内広域観光の推進について、お答えをいたします。

県では、来年一月からの大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放映を機に、より多くの方々の本県を訪れていただけますよう、市町村と連携して様々な取組を企画しております。

さきに県が実施した調査では、墨俣一夜城や竹中半兵衛生誕の地、豊臣配下の武将が城主となった郡上八幡城など、五十を超える豊臣ゆかりの地が確認できております。これを受け、まずはゆかりの地を紹介する特設ウェブページを年内に公開するとともに、SNSでの発信、周遊マップの作成や公式ガイドブックへの広告掲載など、あらゆる広報を展開してまいります。

また、大河ドラマの出演者らを招いたトークイベントや、豊臣家にスポットを当てた企画展なども検討しております。

他方、本県にはその他にも数多くの観光資源が点在しております。岐阜県に注目が集まるこの機に、大河ドラマ関連の誘客策に絡めて、例えば飛騨牛やアユなどの食、日本刀や美濃焼といった伝統産業と組み合わせた岐阜を丸ごと堪能できる周遊コースを造成するなど、線や面の取組を全県を挙げて進めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 二十九番 長屋光征君。

〔二十九番 長屋光征君登壇〕

○二十九番（長屋光征君） 御答弁ありがとうございます。

次は、安心の部分であります。一回目の答弁で、知事が今後しっかりと防災のほうにも力を入れていくというお話をされました。その防災も関わる分野であります。

基盤整備による安心と活力の創出について、二項目四点伺います。

最初に、県単独で実施をする公共事業の意義と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

知事が議会で県財政の危機感を率直に示し、財政運営の自由度が限界に近づいている現状を語られていることは、県政への真摯な姿勢の表れと受け止めています。私たち議会も、持続可能な財政構造を築くため、知事と共に知恵を絞り、県民の信頼に応える県政運営を進める覚悟であります。

その上で、知事は、昨年度の県単独で実施する公共事業予算、いわゆる県単枠公共事業費が過去二十年で最大四百億円に達し、本来なら国費で実施できた事業も散見され、財政の自由度を狭めたとの認識を示されました。財政健全化に向け、国費の最大限の活用と県費の効率運用を進める方向性は極めて重要であり、その考えに異論はありません。

一方、県単枠事業は、単なる県費による公共事業にとどまらず、県民の安心・安全を支える重要な予算として、本県の発展と暮らしを支えてきました。特に、国の採択を待たず事業を着手できる迅速性、災害復旧や緊急補修への即応性、国補助対象外となる施設の維持管理、例えば道路の舗装の穴ぼこ補修など、地域の実情に即した事業を実現できる点は、大きな強みであります。

さらに、維持管理の取組は、県土の安全を守るだけでなく、地域を知り尽くした地元建設業者の技術と経

験を生かします。彼らは平時には暮らしを支え、有事には誰よりも早く現場に駆けつけ、県民を守る地域の守り手であります。

自然災害は予測不能で、維持管理を怠れば災害を誘発する危険すらあります。だからこそ、維持管理としての公共事業は災害に強い県土づくりであり、そして地域の守り手の確保・育成にもつながり、次世代への防災力を引き継ぐ循環を生みます。

ゆえに、今後の県単粋事業は単なる抑制ではなく、真に必要な事業への選択と集中、そして地域の安全・安心を守る迅速な仕組みの維持という観点から、しっかりと再構築すべきものだと考えます。

そこで、知事に伺います。県単粋公共事業の意義をどのようにお考えか。また、財政健全化を進めつつ、地域の課題に迅速に対応できる体制を維持・強化するため、今後、県単粋公共事業の予算化や事業の実施にどのような方針で挑まれるのか、お伺いをいたします。

次に、私の地元、県都岐阜市におけるインフラ整備の進捗状況と課題及び今後の見通しについてお尋ねをいたします。

今年八月三十日、東海環状自動車道の本巢インターチェンジから大野神戸インターチェンジの間が開通し、県内全てのインターチェンジが結ばれました。長年にわたり整備が進められてきた県内道路ネットワークは、これで大きな節目を迎えました。これにより、物流や産業の活性化をはじめ、観光や交流人口の拡大、防災・減災機能の強化など、多方面にわたる波及効果が期待されます。

一方、本県全体の発展には、県都岐阜市のさらなる成長が欠かせません。県民や企業、観光客が最初に訪れる顔であり、岐阜市が快適で安全、そして将来を見据えた都市空間へ進化することで、それが県全体の持続的

な成長になると考えています。その一つが、名鉄高架化事業です。

岐阜県、岐阜市、名古屋鉄道の三者が連携して進めるこの事業は、名鉄名古屋本線の岐南駅から名鉄岐阜駅まで約二・八キロを高架化するものです。昭和四十年代から調査が始まり、令和元年に覚書を締結、令和四年には事業認可を取得しました。十三か所の踏切を除却し、慢性的な交通渋滞を解消するとともに、安全性・防災性を高め、市街地の一体化と新たなまちづくりを促進する極めて重要なプロジェクトです。都市交通の円滑化に加え、沿線地域の活性化、駅周辺の再整備、高架下空間の利活用など、多面的な都市効果が見込まれます。次に、国道二十一号岐阜市内立体化事業です。

県内を東西に貫く幹線道路の国道二十一号は、岐阜市中心部で慢性的な渋滞と事故が発生し、地域住民や企業活動に影響を与えてきました。現在進められている立体化事業は、下奈良交差点から茜部本郷交差点までを中心に、高架四車線、地上四車線とする再整備が進行中です。これにより、交通の円滑化、安全性の向上、物流効率の改善、緊急輸送機能の強化が期待されます。県都岐阜市の交通結節点として機能を抜本的に改善する、県内でも最重要クラスの道路整備事業です。

そして、県道川島・三輪線（仮称）新藍川橋整備事業です。

老朽化した既存橋の架け替え・拡幅として進められており、県道川島・三輪線が緊急輸送道路に指定されていることから、その意義は大きいと考えます。この橋の整備は、災害時の救援物資輸送ルート確保に加え、耐震性の向上、橋梁の長寿命化など多面的な効果を持っています。さらに、拡幅によって渋滞緩和や大型車両の安全通行が確保され、地域住民の生活基盤の向上にもつながります。

これら三つの事業は、いずれも県都岐阜市を中心に都市機能を強化し、県民生活の安全と利便性を高めると

ともに、本県全体の発展につながる基幹インフラです。先ほどから県財政の危機感については触れてきました。が、今後、これらの工事が本格化してきます。事業によっては、国直轄事業負担金として県の負担が生じます。が、必要な財源を確保し、円滑かつ着実に事業を推進していくことが肝要であります。

そこで質問です。名鉄高架化事業、国道二十一号岐阜市内立体化事業、(仮称)新藍川橋整備事業について、それぞれ進捗状況と課題、今後の見通しについて、理事兼都市建築部長及び県土整備部長に伺います。

ここで三回目の質問を終わります。

○副議長(高殿 尚君) 知事 江崎禎英君。

(知事 江崎禎英君登壇)

○知事(江崎禎英君) 私には、県単独で実施する公共事業の意義と今後の見通しについてお尋ねをいただきました。

県財政は、近い将来、災害などの緊急事態に備えるための財政調整基金の枯渇が懸念される大変厳しい状況でございます。これは繰り返して述べてきたところでございます。しかしながら、こうした中にあっても、県民の生活を守り、より豊かで安心できる県政を運営することが必要でございます。

特に、山間部から平野まで広大な面積を持つ本県におきましては、道路や橋、ため池、治山施設の整備といった公共事業は、県民の安全・安心を確保する上で大変重要なものと認識しております。

こうした公共事業の中でも、県単独で実施する公共事業、いわゆる県単枠は、道路の補修や草刈りなどの日常的な維持管理経費のほか、倒木や小規模な土砂流出などの突発的な被害への応急対応など、原則として国費を活用できない事業を実施するための機動的な予算となっております。

県単枠は、特に中山間地が多い本県におきましては、地域の実情に即して、県民の安全・安心や地域経済を支える上で必要不可欠なものだと認識しております。

一方で、六月議会でも答弁いたしました。これまで県単枠において実施してきた事業の中には、国庫補助を待つて実施できると思われるような事業もございます。こうした事業は、持続的な財政運営の観点も踏まえ、緊急性や必要性を総合的に勘案した上で、議員御指摘のとおり、真に必要な事業への選択と集中を検討することが必要だと考えております。

もちろん、国庫補助金の対象となる事業であっても、緊急性の高い修繕など国庫補助金の採択の待つことなく、迅速に対応する必要がある事業については、県単枠を活用する必要がございます。

今後、県単枠につきましては、県費のみで実施しなくてはならない事業と、国費を活用して実施できる事業を見極め、国費が充てられる事業にはしっかりと充当できるよう、国費獲得に向けて国に働きかけてまいります。

また、将来の元利償還金の大部分を交付税で措置される、いわゆる有利な県債というものがあるんですが、これが近年、時限的に創設されております。こうした県債を最大限また活用するとともに、制度期間の延長について国に強く要望し、必要な予算規模を確保しつつ、将来の財政負担を軽減できるよう努めてまいります。これらの取組を通じまして、財政の健全化を図りつつ、県単枠予算の確保に全力を尽くしてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 理事（まちづくり担当）兼都市建築部長 野崎眞司君。 野崎眞司君。

〔理事（まちづくり担当）兼都市建築部長 野崎眞司君登壇〕

○理事（まちづくり担当）兼都市建築部長（野崎眞司君） 名鉄高架化事業の進捗状況と課題及び今後の見通し

についてお答えいたします。

名鉄高架化事業は、令和四年度に着手し、岐阜市や名鉄と連携しながら、用地取得及び鉄道施設の詳細設計を進めているところです。用地取得については、必要な用地を速やかに確保できるように市と現地に合同事務所を構え、県は事前調査や土地境界の確定、用地補償費の算定を行い、市は地権者との交渉を行うなど、役割分担しながら進めております。十一月末時点の用地取得率は、契約件数ベースで約五割となっております。

本事業の工事は名鉄が施工しますが、電車の運行に支障がないよう、工事着手には全ての用地取得が必要となります。交渉相手の所在が不明な事案や、地権者と調整が必要となる事案なども存在しておりますが、まずは交渉相手を確定した上で、調整が必要な地権者の方に対しては、丁寧な説明と粘り強い交渉により理解を得られるよう努めてまいります。

県としても、一日も早い工事着手に向けて、市や名鉄と緊密に連携しながら、着実に事業を進めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 県土整備部長 藤井忠直君。

〔県土整備部長 藤井忠直君登壇〕

○県土整備部長（藤井忠直君） 二点御質問いただきました。

最初に、国道二十一号岐阜市内立体化事業についてお答えいたします。

本事業は、岐阜市中心部の渋滞緩和などを目的に、国が国道二十一号を立体化する事業です。当該区間では慢性的な混雑を原因とした追突事故が多発しており、立体化によって死傷事故率が約六割減少する見込みであるなど、大きな効果が期待されるため、県としても非常に重要な事業であると認識しております。

令和四年度から立体化工事用の作業スペースを確保するための道路工事が進められており、今週末には橋梁の起工式が開催されるなど、いよいよ工事が本格化すると伺っております。今後の課題として、工事の進捗に伴う車線規制により交通渋滞のさらなる悪化が懸念されることから、ピーク時間帯の国道二十一号の交通量を減らす対策が求められます。

このため、令和五年度から国と連携し、県民へ時差出勤や交通手段の変更等を促す「みちみちすいすいプロジェクト」に取り組んでおります。今後とも行政をはじめ民間企業の積極的な参加も呼びかけ、渋滞の緩和に向け取り組んでまいります。

次に、（仮称）新藍川橋整備事業についてお答えいたします。

長良川に架かる藍川橋は、建設から五十年強が経過したことによる老朽化の進行や慢性的な渋滞が発生しております。このため、令和元年度から右折レーンつきの四車線の橋を新たに建設する（仮称）新藍川橋の整備を進めております。

これまでに、橋桁を支える橋脚などの施工を進めるとともに、橋につながる道路の整備に必要な用地買収や埋蔵文化財の調査を実施しております。また、橋桁の部分についても、全長約二百六十メートルのうち約百四十メートルについて、現在、契約手続を進めているところであります。

本事業は、河川内に新たな橋を架けるため、川の水量が多い時期には河川内で作業ができず、施工条件に制約が生じる課題があります。このため、今後、川の水量が多い時期に橋桁の製作を行い、水量の少ない時期にその設置作業を行うなど、時期に関わらず切れ目なく工事を進めることで、課題を解決しながら、引き続き早期完成に向けて事業を推進してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 二十九番 長屋光征君。

〔二十九番 長屋光征君登壇〕

○二十九番（長屋光征君） 大きく四項目めの質問として、次に、自然と共生する持続可能な岐阜県づくりについて、五項目六点伺います。

最初に、次期岐阜県環境基本計画についてお尋ねをします。

令和六年五月、国の第六次環境基本計画が閣議決定をされました。この計画では、気候変動、生物多様性の損失、汚染という三つの地球規模の危機に同時に対応しながら、国民のウェルビーイングと経済の好循環を実現する循環共生社会への転換が明確に打ち出されています。

特に、資源を使い捨てる時代から脱却をし、再利用・再生を前提とする循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を促すことが、持続的成長の新たな原動力と位置づけられています。

本県でも、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現に向け、第六次岐阜県環境基本計画の下、多様な取組を積み重ねてきましたが、その計画期間も本年度で終了します。

そこで質問です。県の環境関連計画の最上位である岐阜県環境基本計画について、国の第六次環境基本計画の内容や本県の課題も踏まえ、次期計画はどのような方向性とするのか、知事に伺います。

次に、木曾川水系連絡導水路事業に関する環境レポート案について伺います。

木曾川水系連絡導水路事業は、揖斐川、長良川、木曾川を導水路で結ぶ国家プロジェクトです。異常渇水時には、徳山ダムに確保された水を木曾川や長良川に導水し、河川環境の改善と愛知県名古屋市の都市用水の安定供給を目的としています。

平成二十一年度にダム事業の検証対象となり、長く検証が続きましたが、令和六年八月、国が事業を継続すると正式決定し、再び動きが本格化をしました。

本事業は、徳山ダムに確保された水を活用するもので、本県としても導水路施設が建設される環境や地域への影響を注視する必要があります。令和七年九月には、十六年ぶりに水資源機構が環境影響検討の一環として環境検討会を開催し、学識経験者による審議の下、「環境レポート検討項目・手法編」が公表されました。現在、今月十二日までパブリックコメントが実施され、その後、本県知事に意見照会がなされる予定です。

この「環境レポート検討項目・手法編」では、導水が河川の水质や水温、生態系に及ぼす影響などが検討項目であり、地域の自然環境の行方に注目が集まっています。県としても、環境保全と持続可能な水資源の利用の両立をどう実現するか問われており、科学的知見や現場データに基づき、自然と人と共生を軸に総合的に検討する姿勢が必要です。

そして、導水の可能性とリスクを冷静に見極め、沿川市町の意見を踏まえ、県として責任ある意見を述べることが重要です。

そこで、県土整備部長にお伺いをいたします。今後、県に対して意見聴取が予定されているこの環境レポート案への意見提出に当たり、市町の意見をどのように反映していくのか、県の方針を伺います。

次に、特定外来生物の防除に向けた実施状況と今後の取組について伺います。

近年、全国各地で特定外来生物による生態系への影響が顕在化しています。本県でも例外ではなく、既に二十五種もの多様な動植物が確認されています。中でも、平成十八年に伊自良湖で初めて確認されたコクチバスは、令和五年五月には、ついに長良川本川でも確認されました。これは生物多様性や内水面漁業への脅威にと

どまらず、岐阜が誇る鵜飼いという河川文化そのものを揺るがしかねない、見過ごすことのできない事案であります。

令和五年九月本会議で、平野祐也議員の質問に対し、当時の環境生活部長からは、外来生物法で都道府県が防除主体と位置づけられたことから、庁内部局や市町村、関係機関の役割や特定外来生物の種別ごとの防除体制等を整理した対応方針を定め、取組を推進していくとの答弁がありました。

それから二年余り。対応方針に基づく施策は、現場で実効性を上げ、市町村や関係団体との協働体制の強化につながっているのでしょうか。そして、外来生物対策を今後どのように進化させるかが重要です。

そこで質問です。県が策定するとした対応方針について、その実施状況と、次なる段階へどのように進めていくのか、環境エネルギー生活部長に伺います。

次に、熊被害への対策について二点伺います。

これも一項目めの質問で、知事から来年度に向けて前向きな答弁をいただきましたが、こちらは環境エネルギー生活部長と警察本部長に質問をさせていただきます。

今年度の全国での熊出没状況は、環境省速報によると、四月から十月で三万六千八百十四件と年間最多だった令和五年度の二万四千三百四十八件を大幅に上回っています。さらには人的被害も深刻で、四月から十一月の被害者数は二百三十人に達し、こちらも年間最多だった令和五年度の二百十九人を刷新しました。

岐阜県内の出没件数も、十月末時点で既に昨年度の年間件数を超え、同じ個体が繰り返し生活圏に現れるケースも報告されています。また、中津川市で帰宅途中の高校生が襲われた事案や、白川村で観光客がけがを負う事案も発生し、もはや生活圏にまで熊の活動が及んでおり、対策の強化が急がれます。

本来、野生生物との関係は駆除ありきではなく、人と共存できる環境づくりが基本であり、生活圏への出没リスクを根本から減らす対策が必要です。

九月に開始された緊急銃猟制度は、県主催の研修会など取組が進んでいることは承知をしていますが、緊急銃猟は最終手段であり、平時からの予防策が重要です。県では、令和五年度末に第二種特定鳥獣管理計画を策定し、ツキノワグマ対策を進めていますが、本年の状況を踏まえ、見直しが必要ではないかと考えます。

そこで質問です。人の生活圏への熊の出没防止に向け、今後どのような取組を行っていくのか、環境エネルギー生活部長に伺います。

一方で、人と熊は共生を基本とすべきですが、現実には人の生活圏に現れ、人命被害が発生している状況では、法制度の整備による緊急的な駆除ができる体制を整えることはやむを得ない措置でもあります。こうした中、先月には国家公安委員会規則が改正され、警察官がライフル銃を使用して駆除できる体制が整えられました。人の生活圏に出没し、人命等への危害防止のために緊急対応が必要な場合、まずは市町村の判断で狩猟者による緊急銃猟が実施されますが、その対応が難しい場合には警察官による駆除が想定されます。こうした際に、警察には人命と周囲の安全確保を最優先に的確に対応いただきたいと思えます。

そこで質問です。県警察として、国家公安委員会規則の改正も踏まえ、熊出没による人身被害防止に向け、今後どのように取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

次に、米の生産に関する今後の取組方針について伺います。

世界的には、人口増加や気候変動により食料供給が不安定化し、国内でも就農者の減少、物価高騰が続いておられます。こうした背景により、今、食料安全保障の重要性は高まっており、本県でも農業生産の持続性をお

かに高め、県民の食を県内の力でいかに守るか、その視点が強く問われています。

今年六月議会では、岩井議員が、本県の食料自給率、そして主食用米の生産状況について問題提起を行い、長年、本県が主食用米の移入県として推移してきた実態が明らかになりました。この指摘により、県内の米生産をどう立て直すかという課題がより鮮明になったと受け止めています。

一方で、国の政策動向は変化をしています。石破政権下では需給逼迫を背景に増産が促され、六月の江崎知事の答弁でも増産に向けた取組を推し進めるとの方針が示されました。しかし、高市政権に移り、農林水産大臣が交代した現在、国では、需要に応じた生産、在庫水準の適正化が強調され、増産から一定の調整、言わば減産方向への転換とも見られる動きもあります。こうした国の動向は、生産者の経営判断のみならず、本県の生産目標にも影響を及ぼすのではないかと懸念されています。

さらに、国の経済対策として、重点支援地方交付金を活用して、各自治体に「おこめ券」などの食料品支給策を促す動きもありますが、県内自治体の配布したこの「おこめ券」で、県民が他県産の米を購入するようでは、本県農業の持続性の観点からは極めて残念であります。岩井議員の指摘にもあつたように、県民が日々食べる米をできる限り県内生産で賄える生産量を確保し、県民が自信を持って選べる品質を追求することこそ、本県農政の根幹であると考えます。

そこで質問です。米をめぐる現状に対する知事の所感と、今後、本県の米生産をどのような方向で進めていくのか、知事の考えを伺います。

ここで四回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、二点の御質問をいただきました。

まず、次期岐阜県環境基本計画の方針についてお答えをさせていただきます。

国の第六次環境基本計画では、健全で豊かな環境があつてこそ、高い生活の質や経済成長がもたらされるとの考え方の下、今後の環境政策が果たすべき役割を、将来にわたつてウエルビーイング（高い生活の質）をもたらす新たな成長の実現としていくところでございます。その背景には、環境の安定性が気候変動の深刻化や長引く経済停滞、人口減少などによって脅かされているとの危機感があると伺っております。

このため、新たな成長の基盤であります環境を維持・回復・充実させるために、気候変動対策や循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生、水・大気・土壌の環境保全等について重点施策が盛り込まれておるところでございます。

一方、当県では現行の岐阜県環境基本計画に基づき、環境の保全と創出に取り組んでまいりましたが、国と同様に、新たな成長の基盤との観点から、様々な課題に対処する必要があるものと認識しております。

まず、温室効果ガス排出量については、二〇三〇年度の目標である二〇一三年度比四八％減に向かっておむね順調に進んでおりますが、二〇五〇年の実質ゼロに向けては、今後も取組を継続し、充実させていく必要がございます。

また、産業廃棄物の再生利用率は、目標値の五六・〇％に対して実績値は四九・一％にとどまっているほか、事業系の食品ロス発生量の削減率は二〇〇年度比四五・三％減であり、国が二〇三〇年度目標値である五〇％削減を八年前倒しで達成していることと比較すると、残念ながら遅れている状況でございます。

これに加え、昨今のツキノワグマによる被害からも、野生鳥獣との共生を図ることや、今年度末に国定公園指定が見込まれる御嶽山などの自然を活用した取組が求められているところでございます。

さらには、各務原市内のP F O S及びP F O Aの調査など、今後も安全・安心な生活環境の確保に取り組んでいくことも必要でございます。

以上のような状況を踏まえまして、次期計画でございますが、現行計画の五つの基本施策を踏襲しつつ、新たな対策を盛り込んでまいりたいと考えております。

この五つについて御説明申し上げます。

基本施策の一つ目です。「脱炭素社会ぎふ」の実現では、省エネルギー対策の徹底のほか、小水力やバイオコークスなど地域資源を生かした再生可能エネルギーの創出・活用を一層促進してまいります。

二つ目となります資源循環型社会の形成では、サーキュラーエコノミーの普及促進を図るセミナーや技術支援、食品ロス発生量の削減につながる取組を推進してまいります。

三つ目の美しく豊かな環境との共生では、ツキノワグマや鹿などの野生鳥獣の個体数把握と管理に向けた取組を強化するとともに、森林の針広混交林化など自然環境を保全する取組を進めるほか、自然公園の魅力を磨き上げるなど、自然を活用する取組を充実させてまいります。

四つ目の安全・安心な生活環境の確保では、県内各地の水道水源地域等の周辺において、地下水におけるP F O S・P F O Aの調査を実施するなど、必要な対策を検討してまいります。

基本施策の五つ目となります未来につながる人づくりとライフスタイルの変容では、自然体験プログラムの充実などにより、自然の大切さや魅力を伝え、環境保全に関わる人材の育成に取り組むとともに、温室効果ガス

排出削減に優れた成果を出す企業を顕彰することなどを通じ、県民や企業等の環境を意識した行動を促してまいります。

こうした対策を盛り込んだ次期計画について、県議会をはじめ県民の皆様の御意見を広く伺いながら検討を進めてまいります。

次に、米の生産に関する今後の取組方針についてお答えをいたします。

国の米政策につきましては、先ほど議員から御指摘がありましたように、石破政権で打ち出した増産が一転、高市政権では需給バランスを前提とした生産へと方針が変わるなど、大きく揺れ動いているところではございますが、いわゆる令和の米騒動を契機に、県民をはじめ国民の皆様に米に対する関心が非常に高まった今こそ、これまでの米政策を大きく転換する好機であると認識しております。

主食用米は、長年にわたり国内需要のみを考慮して政策的に生産量を抑制することに注力してきた結果、消費者ニーズに応じた品質の向上と生産性の拡大による収益の増加という通常の産業がたどる道を十分歩んでこなかったと言われております。

この九月に立ち上げましたぎふの米再生プロジェクト研究会では、こうした課題を踏まえながら、消費者の視点も加え、これまでの生産・流通の在り方を見直す方向で検討を進めており、今月中にアクションプランを取りまとめていきたいと考えております。

今後の方向性としては、消費者に選ばれる米作りと新たな流通販売体制の構築との二つの観点から、生産・販売の両面で取組を進めていくことが必要と考えております。

まず生産面でございますが、近年の高温により米の品質・収量に大きな影響が出ていることから、県が育成

しました高温に強くおいしい品種であります「清流のめぐみ」、これを奨励品種に位置づけ、生産を拡大してまいります。

また、米価の高騰により消費者に米離れの動きが始めていることから、一回の田植で二回収穫する、いわゆる再生二期作など、効率的に生産ができる技術の開発導入や圃場の整備などに取り組んでまいります。

特に大切なのは、今後、ライフスタイルが変化したとしても、子供たちが引き続き米を主食として認識し、好んで食べていただけるよう、安全でおいしい米作りを進めていくことだと考えております。

他方、後継者不足に悩む稲作農家の実情を踏まえまして、米作りに携わる人材確保に向けての取組も重要でございます。

実際のところ、稲作は地縁や水利用に関する慣例などによりまして、地域外の方や農業未経験者の参入が難しいという実情がありましたことから、県内の稲作経験者と連携し、気軽にノウハウを学べるインターンシップの仕組みを構築するなど、稲作を支える人づくりも進めてまいります。

また、新たな流通販売体制の構築としましては、まず県内向けには消費者に近く輸送コストも小さいという特性を生かしまして、直売所での予約販売体制の強化や飲食店における利用促進に取り組んでまいります。

さらに、名古屋圏をはじめとする大都市向けには、百貨店と連携し、高価格帯となるこだわり米の取扱いの拡大に取り組むとともに、県のアンテナショップにおきまして、生産者が消費者に直接魅力を伝え、販売する機会の創出などにも取り組んでまいります。

加えて、海外向けには、地域商社と共にしし専用米の商品開発を行うなど、現地ニーズに即した販路拡大を進めてまいります。

こうした様々な取組を通じまして、県産米の価値を高め、生産・販売の拡大を図ることで、本県の食料自給率の向上につなげてまいりたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 県土整備部長 藤井忠直君。

〔県土整備部長 藤井忠直君登壇〕

○県土整備部長（藤井忠直君） 木曾川水系連絡導水路事業に係る環境レポート案についてお答えいたします。

本事業は、法令上の環境影響評価手続の対象ではないものの、事業主体である水資源機構において環境レポートが作成され、事業に伴う環境影響の回避・低減に向けた対応が行われると伺っております。

前回の環境レポートの手続から十六年が経過し、気象や生物の生息状況など環境も変化していることから、見直しを求めてまいりました。その結果、今般、一連の手続のうち、検討項目・手法編から再検討されることとなり、今後、県への意見聴取が予定されております。

この意見聴取への対応に当たっては、関係市町の関心も高い長良川、木曾川の水環境、周辺の地下水や地盤沈下への影響に十分配慮されているか等の観点で、レポートの内容を精査してまいります。

また、県意見の提出に当たり、学識経験者等の意見も伺い、専門的な知識や幅広い知見を活用するとともに、各地域における環境保全の役割を担う関係市町と情報共有を密にし、環境影響検討に係る項目、調査手法及び時期、予測及び評価手法に関する意見を丁寧に取り上げて、適切に対応してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 環境エネルギー生活部長 平野昌彦君。

〔環境エネルギー生活部長 平野昌彦君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（平野昌彦君） 特定外来生物の防除に向けた取組についてお答えいたします。

特定外来生物の防除については、昨年度、対象とする種や対処方法等の方針を定め、県及び市町村において実施しております。

具体的には、生態系に影響を及ぼす、または被害を及ぼすおそれがある四十四種について、専門家の調査に基づきリスト化し、そのうちオオキンケイギクなど分布の拡大に注意が必要な二十六種については、その特徴や生息エリア等をまとめたハンドブックを作成いたしました。

特に、カミツキガメなど緊急に防除が必要な六種については、県や市町村など関係機関の役割や防除するまでの流れを整理したマニュアルを定め、防除を行っております。

加えて、国交付金を活用して防除に取り組む市町村に対する補助制度を創設し、今年度は六市町がこの制度を活用し、防除を行っているところでございます。

今後は、ハンドブックを活用した環境学習やイベント等でのさらなる普及啓発のほか、マニュアルに基づいた確実な防除等により、新たな定着や分布拡大の防止に取り組んでまいります。

次に、熊被害への対策の御質問のうち、人の生活圏への熊の出没防止の取組についてお答えいたします。

県内におけるツキノワグマの出没件数は、令和四年度の二百五十件から五年度には六百六十件に、そして今年度は十一月末時点で既に千件を超えており、急激な増加傾向にございます。

この状況を踏まえ、人とツキノワグマとのすみ分けに向けた緩衝帯の整備や、放置された果樹などの誘引物の除去といった取組を継続しつつ、今後は人の生活圏からの排除と周辺地域における捕獲を一層強化していくことが必要であると考えております。

人の生活圏からの排除に当たっては、先月初めて実施したドローンによる追い払いの検証を継続するとともに、レーザーを用いた追い払いなど、先進事例も参考にしながら、新たな対策を検討してまいります。

また、捕獲の強化に当たっては、センサーカメラ等による生息数・生息密度の推定と捕獲個体のふん便による食性の調査を進め、捕獲を強化すべき地域を選定し、実行を促してまいります。

こうした取組の実施効果を高めるため、引き続き、岐阜県野生動物管理推進センターによる市町村に対する助言も行ってまいります。

○副議長（高殿 尚君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） 御質問のうち、熊出没時の人身被害防止に向けた警察の取組についてお答えをいたします。

県警察では、熊が市街地やその付近に出没した場合、市町村をはじめとする関係機関・団体との連携の下、安全確保の呼びかけや避難誘導、現場周辺の立入規制、警戒活動等により地域住民の皆様の安全確保を最優先に対応しているところであります。

また、緊急銃猟等を市町村が実施する際は、必要な協力を行いますほか、現に具体的な危険が生じ、特に急を要する場合には、警察官職務執行法に基づき、警察官がハンターに対して猟銃の使用による駆除を命じることを検討する必要があると認識しております。

現下の深刻な情勢を受け、先般、国家公安委員会規則が改正され、警察官によるライフル銃を使用した熊の駆除が可能となりましたが、当県警察官によるライフル銃を使用した駆除の体制の確立については、今後の県

内の熊による人身被害の状況でありますとか、また自治体や地域住民の皆様のニーズなどを踏まえ、必要性について検討してまいります。

今後も、熊の出没により地域住民の皆様に危害が及ぶと推察される場合には、市町村や猟友会等と連携し、適切に対応してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 二十九番 長屋光征君。

〔二十九番 長屋光征君登壇〕

○二十九番（長屋光征君） 次に、安全・安心な県民生活の実現に向けて、四項目五点伺います。

最初に、カスタマーハラスメント防止条例の制定に対する考え方についてお尋ねします。

近年、顧客等による暴言や威嚇、過度な要求、さらにはSNS上での誹謗中傷といった、いわゆるカスタマーハラスメントが全国で深刻な問題となっております。私自身、二年前の一般質問で、県職員への悪質な電話対応への組織的な対策を求め、今年四月からは、カスタマー対応ハンドブックの作成や録音装置の導入など、県が具体的に一歩踏み出していたことに感謝を申し上げます。

さらに、さきの九月議会では、判治議員の質問に対し、商工労働部長から、三月に関係機関と岐阜県カスタマーハラスメント対策連携会議を立ち上げ、現状共有と企業支援策の協議を進めているとの答弁がありました。また、令和八年末までに施行される法改正を見据え、相談員への研修を進め、相談体制を強化するとの方針も示され、県が先手を打ち、現場に寄り添う姿勢を示されたことは高く評価ができるところであります。

一方、全国を見ると、北海道、東京都、群馬県、愛知県などが既にカスタマーハラスメント防止条例を施行し、三重県や埼玉県でも策定の動きが進んでいます。中でも三重県は、全国で初めて罰金を伴う条例案を検討

し、社会に明確な一線を示そうとしています。条例の制定は、単なる労働者保護の枠を超え、カスハラで人を傷つける行為は許さないという価値観を県民全体で共有する、強い意思表示にはかなりません。

私は、必要に応じて罰則を含む強いメッセージを社会に示すことも検討すべきだと考えます。悪質なカスハラは、もはやマナーの問題ではなく、人の尊厳を踏みにじり、心身の健康を奪い、時に命を脅かす、これは人権や安全保障の問題であると、強く申し上げたいと思います。

そこで、知事に質問です。本県として、カスタマーハラスメント防止条例の制定についてどのような意義を見だし、他県の動きをどう受け止めているのか。あわせて、県条例もしくは県独自の指針等の制定に対するお考えをお伺いします。

次に、山岳遭難防止に向けた安全な登山の啓発強化について伺います。

本県の山岳遭難事故について、県警まとめによると、今年七月と八月の夏山シーズンには、北アルプスで二十七件、三十一人が遭難し、うち六人が亡くなっており、発生件数、遭難者数、死亡件数いずれも過去五年間で最多となったとのことです。

また、十月には奥穂高岳においてフィリピン人登山者のグループが遭難し、一人の貴い命が失われたほか、その三日後に同じ山でオーストラリア人登山者が低体温症で救助される事案が発生をしています。

こうした事例の原因として、登山に関する知識や装備などの準備不足が疑われることが多く、安易な気持ちで山に入ることの危険性が改めて浮き彫りになっています。さらに、外国人観光客による登山が増加する中、登山届を提出せず入山するケースもあると伺っています。

山岳県として多くの魅力ある山々を有する本県では、特に遭難が多発する北アルプスなど高山地域を登山す

る際の難易度や、遭難時には命に関わる高いリスクが伴うことを的確に発信し、安全意識の浸透を図ることが重要です。

そこで、北アルプスなど高山での山岳遭難事故の防止を強化するため、外国人を含む登山者に対し、どのように啓発に取り組んでいくのか、危機管理部長に伺います。

次に、看護師確保対策について二点伺います。

我が国では、看護師の確保が全国的な課題です。人口減少で新規就業者が減る一方、高齢化や疾病構造の変化により医療需要は増え続けています。さらに、長時間労働や夜勤など厳しい勤務環境が離職を招き、現場の疲弊も深刻です。

このような中、熟練した看護技術と対人スキルを持つ定年退職前後の看護職、いわゆるプラチナナースが注目されています。長年、臨床経験に基づく知識や判断力、若手の育成や医療安全の推進、患者や家族への寄り添いなど、大きな安心感をもたらす大変貴重な存在です。

厚生労働省も五十五歳以上の看護師の就業促進を進め、高齢者でもスキルを發揮できるよう、早期のキャリア支援や研修支援が必要と示しています。現場では、若手育成や安全管理を担う人材が不足しており、プラチナナースの参加は、医療安全の定着、人材育成の強化、そして患者や家族の安心にもつながります。

そこで質問です。プラチナナースが専門性を發揮し、地域医療や介護の質の向上に貢献できる環境整備を県としてどのように進めていくのか、健康福祉部長に伺います。

また、体力や家庭の事情から常勤を望まない看護師も少なくありません。医療機関や施設では、あと数時間も手を貸してほしいという声も聞きます。例えば、ナースセンターで短時間勤務を希望する看護師をプー

し、希望条件に応じた短時間・限定業務型の派遣を組み立てることも有効な方策と考えます。こうした仕組みは、江崎知事が進める働いてもらい方改革の理念にも通じ、柔軟で多様な働き方を実現する例にもなるのではないのでしょうか。

そこで質問です。短時間・限定的業務を希望する看護師の活用や支援の現状、そして今後の強化策について、健康福祉部長に伺います。

次に、オンライン診療の現状と今後の取組について伺います。

十月に厚生環境委員会の視察として、沖縄県の医療Maas「ぬちまーす号」の取組を見学しました。

これは、いわゆるD t o P w i t h Nモデル（患者が看護師という場合のオンライン診療）で、医療Maas車内に看護師が常駐し、急病者の症状をオンラインで医師につなぎ、適切な診療や搬送判断等につなげる仕組みです。特に外国人観光客に多い言語の壁や受診先が分からないという不安を解消し、診断や処方サポートまで一体的に行う体制が構築されています。観光立県としての課題に向き合い、地域特性に応じた医療提供体制の在り方として深く感銘を受けました。

中山間地域を多く抱える本県では、医師不足や診療科の偏在が依然として課題であり、従来の対面診療のみで地域医療を将来にわたって持続させることは困難となることが懸念されています。オンライン診療は、こうした現実に向き合う上で避けては通れないツールであり、あれば便利ではなく、なければ成り立たない地域が生まれつつあるという認識が必要です。

一方で、特に高齢者を中心にICT機器への抵抗感は根強く、患者だけではなく医療提供側にも導入への心理的・実務的な障壁が生じています。将来、地域医療提供体制そのものが維持できなくなる懸念もあるため、

この抵抗感を乗り越え、活用環境を整える必要があります。

本県では、オンライン診療に関する調査・研究や研修会の開催、機器導入への補助制度の創設など、段階的に取組を進めてこられました。これは、私が過去三度にわたり本会議で提起した問題意識に対し、その都度、県が前進を示していただいた積み重ねでもあります。まさに準備段階から実装段階へ移行し、県として導入の裾野をさらに広げ、推進していく必要があると考えます。

そこで質問です。本県におけるオンライン診療の導入状況とさらなる拡大に向け、どのように取り組んでいくのか健康福祉部長に伺います。

これで五回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、カスタマーハラスメント防止条例の制定に対する考え方についてお尋ねをいただきました。

議員御指摘がありましたように、現在四つの都道府県におきましてカスタマーハラスメント防止条例を施行しておりますが、こうした取組は、国が行う法改正に先立ち、何人もカスタハラを行ってはならないというメッセージを発信することで、住民に対してカスタハラ防止への理解や関心を高める効果があったものと考えます。

こうした中、本年六月に、国において労働施策総合推進法が改正されまして、来年中には全ての事業主にカスタハラ対策が義務づけられることとなり、カスタハラ防止への理解・関心は一層高まっているところでございます。今後、事業主は、条例の有無に関わらず、法律に基づき、カスタハラを受けた労働者の就業環境が害される

ことのないよう、必要な措置を講ずる必要がございます。

そこで、県内の事業主や各事業所でカスハラ被害を発生させないよう、事前の準備と対応方針を定め、労働者を守ることが何より重要であると考えます。

そのため、県では、国の法改正に先立ち、県内の事業主がカスハラ防止に向けた具体策に着手できるよう、本年三月、岐阜労働局、経済団体、労働団体、県警等の関係機関と共に岐阜県カスター・ハラコメント対策連携会議を立ち上げました。現状や課題を相互に共有し、それらに対する取組について意見交換を行うことで、より実効性のある取組につながるよう、連携体制を構築してまいりました。

この結果、法改正直後の本年七月には、関係機関が一堂に会して、法改正の内容等についての勉強会を開催したほか、岐阜労働局と県警との連携による現場での実践的な対策ノウハウを学ぶセミナーの開催にもつながりました。また、事業規模や業態に応じて適切な対応が講じられるよう対策動画を作成した関係機関もあり、県内事業者への周知啓発も進んでおります。

今後の法改正により、事業主が具体的に講ずべき内容を国が指針として示すこととなっております。県では、それを受けて再度連携会議を開催し、指針の内容を周知してまいります。

加えて、今後の連携会議におきましては、教育現場におけるいわゆるモンスター・ペアレントや、医療現場におけるモンスター・ペイシエント等の人権問題にも目を配りつつ、条例制定や独自の指針等の必要性に関して意見交換を行ってまいります。こうした取組の過程で、本県特有の対応が必要となれば、実態調査の実施や有識者会議の設置など、具体的な対策を検討してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 危機管理部長 海蔵敏晃君。

〔危機管理部長 海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君） 山岳遭難防止に向けた安全な登山の啓発強化についてお答えいたします。

県では、北アルプスなどの登山届提出の義務化のほか、県警や地元山岳遭難対策協議会と連携した啓発活動を実施してまいりました。

一方、十分な装備がないままの登山や、悪天候にもかかわらず、安易な登山を行い遭難するケースが依然として多く、最近ではSNSで見た美しい山岳地域の風景に引かれ、日本での体験型観光の一つとして気軽に登山する外国人が増えており、その対策が必要です。

このため、引き続き、外国人も含めた登山者に対し、安全登山に向けたガイドブックの作成・配布や、山岳専門誌、登山用品店での啓発を実施してまいります。

また、新たに準備段階から危険性を正しく認識いただき、低体温症・滑落などの遭難につながる重大リスクを回避するため、高山の気候に合わせた服装・装備や山の難易度などの説明動画を作成し、県ホームページや動画サイトで発信してまいります。

さらに、外国人対策として、インスタグラムなどのSNSを活用し、登山届の必要性や安全登山情報を配信し、駐日外国公館に対してもこれらの情報を発信いただけるよう依頼してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 看護師確保対策について二点、そしてオンライン診療について一点お尋ねがござ

いました。

まず、プラチナナースの活躍支援策についてお答え申し上げます。

プラチナナースにつきましては、豊富な経験と高いスキルを有し、県内勤務の看護職員の約三割を占めておりますことから、質・量ともに本県の医療・福祉を支える貴重な人材と考えており、そういったプラチナナースの就業継続、あるいは退職後の再就業を促進することは、看護師確保対策として大変重要であると考えております。

しかしながら、就業いただくためには、体力や体調への配慮、プライベートな時間との両立、そしてこれまでの経験が生かせる部署への配属など、雇用する側の理解が不可欠であり、まさにこういった点が課題であるというふうに受け止めてございます。

そのため、雇用主である医療機関などに対しまして、柔軟な働き方を実現するためのノウハウや好事例を紹介するセミナーや、求人施設とのマッチングを行う就職フェアを開催しているところであります。

さらに、今後は、現在実施しておりますプラチナナースへのアンケート調査を通じて把握したニーズや課題を踏まえまして、セミナーや就職フェアの充実を図り、さらなる看護師確保に努めてまいります。

次に、短時間・限定的勤務を希望する看護師の就業支援についてお答え申し上げます。

ライフスタイルに合わせまして、空いた時間や限定的な業務に従事するといったスポット的な就業をする看護師を増やすことは、看護師確保のための効果的な取組の一つであり、この江崎県政の下で進めております、まさに働いてもらい方改革の観点からも重要であるというふうと考えております。

既に、県が県看護協会に運営を委託しております看護師の求職・就職支援サイトにおきましては、勤務時間や職務内容を限定した業務を紹介しマッチングを進めているところであり、実際に修学旅行に同行するツアー

ナース、イベントにおける救護業務、そして特定の手術の介助といった業務で就職につながっております。

今後は、県看護協会を通じて求職・求人双方にニーズ調査を実施し、一層きめ細やかなマッチング体制の整備に生かしてまいりたいと思います。

また、SNSなどによりまして、短時間・限定的勤務の認知度を高める広報を繰り返して発信していくことで、認知度の向上を図ってまいります。

以上の取組を通じまして、求職・求人双方における柔軟な勤務案件を創出し、さらなる看護師確保につながってまいります。

次に、オンライン診療の現状と今後の取組についてお答え申し上げます。

オンライン診療は、医療へのアクセスのしやすさの向上等の有用性が示されており、今後、限られた医療資源の中で効率的な医療提供体制を構築する上で、その適切な推進は重要であると認識しております。

現在、県内医療機関の約一四％に当たる二百三十八の医療機関がオンライン診療を行うための届出をしてございます。そして、その割合は全国で三番目に高い水準となっております。しかしながら、届出医療機関の約半数を岐阜圏域が占めており、地域的な偏りが見られます。そのため、オンライン診療の有用性に関する理解を促進しつつ、必要な環境整備をさらに進めていくことが重要であると考えております。

また、一般の臨時国会において成立いたしました医療法等の一部を改正する法律の中で、オンライン診療が新たに定義づけられるとともに、その基準の明示等に関する規定が創設されました。

今後は、本法律の趣旨を踏まえ、オンライン診療の適切な推進に向けて、へき地等における有用性のさらなる周知や設備整備等の環境整備に係る支援の継続を含め、必要な取組を行ってまいります。

○副議長（高殿 尚君） 二十九番 長屋光征君。

〔二十九番 長屋光征君登壇〕

○二十九番（長屋光征君） 最後に、子供たちが健やかに育ち学べる岐阜県づくりについて、三項目お伺いをいたします。

最初に、共同親権制度の円滑な運用と子供の安全確保に向けた体制整備についてお尋ねをいたします。

来年四月、改正民法の施行により、離婚後も父母がともに親権を持つことを認める共同親権制度が始まります。これまで、離婚を機に親子が関係を絶たれ、会いたくても会えない、声を聞きたくても届かないという寂しさを抱えながら成長せざるを得なかった子供たちがいました。新制度は、そうした痛みを少しでも減らし、子供が父母双方の愛情を感じながら成長していける社会を目指しますが、その上で制度の運用には深い慎重さが求められます。

忘れてならないのは、二〇一七年、兵庫県伊丹市で起きた痛ましい事件です。面会交流のさなかに幼い命が奪われ、続いて父親も自ら命を絶つという信じ難い悲劇が起きました。面会の調整に悩みながらも、子供の未来を願って進められていたはずの時間が、取り返しのつかない結末へと変わってしまったのです。残された家族の悲しみ、社会全体に与えた衝撃と広がった深い無力感。この出来事は、制度の理念が現実には追いついていないという厳しい事実を私たちに容赦なく突きつけています。二度と同じ悲劇を繰り返してはなりません。

DVや虐待の疑いのある家庭では、共同親権の運用は一層慎重でなければなりません。全国の児童相談所における児童虐待相談件数は、令和五年度に過去最多となり、潜在的な危険を抱えた家庭は少なくありません。

共同親権の下では、DV加害の疑いのある親にも、子供の住所や進学先、医療などの情報提供がされる仕組み

みとなり、子供の安全を脅かす懸念があります。また、進学先の決定など子供の成長に深く関わる重要な事項にも双方の親が関与するため、親の対立や不適切な関与によって子供の意向が尊重されない事態も想定されます。こうした状況下では、子供の意思がゆがめられる可能性もあり、制度の運用においては、子供の権利と安全を最優先に守る視点が必要です。

複雑な家庭状況を見極め、子供の安全を守るためには、制度の趣旨とリスクを理解し、適切に判断できる体制が不可欠であり、現場の支援者が孤立しないためにも、研修や人員配置の強化、さらに支援体制全体の充実を図る財政的支援も必要だと考えます。制度を支える現場の人を守ることが、結局、子供を守ることにつながります。

また、家庭裁判所、子ども相談センター、市町村、弁護士会、民間支援団体など、関係機関が垣根を超えて連携し、子供の最善の利益を確保するために、切れ目のない相談・支援の仕組みを整える必要があります。

そこで、子ども・女性部長にお尋ねします。共同親権制度の円滑な運用と子供の安全確保に向け、支援に関わる関係者の理解促進と体制の強化、そして関係機関との連携や相談体制の整備について、具体的にどのような取り組みでいくのか伺います。

次に、幼児教育センターの設置について伺います。

幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期の教育や保育の質の向上は、将来の学びや社会性の発達に直結するものです。国では、幼児教育と小学校教育を円滑に接続する幼保小の架け橋プログラムを推進し、いわゆる小一ギャップの解消を目指しているところです。

本県でも、幼児教育アクションプランに基づき、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校などが連携し、小

学校教育への円滑な接続を図る取組の強化や、教職員の資質と専門性の向上により、教育・保育の質を高める具体的な施策が進められていると承知しています。

一方で、現場の先生方や保護者からは、地域や施設ごとの取組に差があること、相談窓口や支援体制が分かりづらいといった声が寄せられていると聞いています。

こうした中、幼児教育の内容や指導法に関する調査・研究、教職員への研修機会の提供、相談支援、市町村や施設への助言、情報発信などを一体的に担う拠点として、幼児教育センターの整備が全国で進んでいます。中でも、私もお話を聞かせていただきましたが、栃木県では二十年前に幼児教育センターを設置し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の教職員が一年間合同で学び合う研修や、相互の円滑な連携を図る連携推進会議を通し、幼児期から児童期への円滑な接続を支援しています。研修・相談・研究・情報発信を一体的に行うこの取組は、幼児教育の質の向上と小一ギャップの軽減に大きな成果を上げており、本県にとっても参考になるモデルと考えます。

そこで、教育長に伺います。本県でも、これまでのアクションプランの成果を土台としつつ、保護者や現場の先生、そして子供たちを一層支援するため、幼児教育センターを設置し、その推進を図っていくべきと考えますが、教育委員会の見解を伺います。

最後に、学校再編を含めた県立高校の今後の在り方について伺います。

今年度、学校基本調査によれば、本県の令和七年度中学校三年生の人数は約一万七千八百人、小学校一年生は約一万四千二百人であり、八年後に一学年約三千六百人減少する見込みです。こうした中、十月に令和八年度公立高校入学定員が発表され、県立高校の入学定員は前年より四十人増加しました。一方で、昨年度的全

日制課程では、倍率は〇・九六倍と一倍を下回っています。このような状況は、進学先の選択において、本来であれば本人の学力や適性に応じた進路形成が十分に担保されにくい状況になっております。

加えて、定員割れの状態を抱え、先行きが見えないまま、学校施設の維持管理や整備に多額の予算を継続的に支出し続けることは、今後の財政運営の観点からも合理性を欠くと言わざるを得ません。

生徒数の減少、定員割れの拡大、財政負担、そして高校授業料の無償化により県外の私立学校へ生徒が流出することも懸念されるという状況を総合的に見れば、県立高校の在り方を明確に方向づける必要は、もはや疑う余地はありません。

県議会では、会派を問わず、県立高校の在り方に関する方向性や検討状況について、これまで繰り返し質問が行われてきました。令和元年には、当時の教育長が令和十一年度以降に急激な生徒数の減少が見込まれることから、第四次岐阜県教育ビジョンの策定に向け、在り方について方向を定めると答弁されました。

また、昨年九月議会では、現在、各地域の子供の数の変化や高校進学傾向を詳細に分析しているところであり、来年度からは高校の配置を踏まえた在り方を検討すると述べられました。さらに、平成十四年に発表された生徒いきいきプランに基づく再編時には、発表から最初の再編まで二年間しかなかったことを踏まえると、今回は十分な周知期間をつくる必要があるとの認識も示されています。

それから既に一年がたちました。令和十一年度に高校入学予定となる子供たちは、来年四月には中学生となり、残された準備期間は三年にすぎません。生徒・保護者にとつて進路選択は人生に関わる重大な判断であり、不透明な状況が続くことがあってはなりません。教育長自身が必要性を認めた十分な周知期間を確保するのであれば、もはや明確な方向を示す時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで質問です。学校再編を含めた県立高校の今後の在り方について、検討状況と検討結果や方針をいつまでに示されるお考えか、教育長に見解を伺います。

今回の質問は以上です。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長(高殿 尚君) 子ども・女性部長 片桐伸一君。

〔子ども・女性部長 片桐伸一君登壇〕

○子ども・女性部長(片桐伸一君) 共同親権制度の円滑な運用と子供の安全確保に向けた体制整備についてお答えをいたします。

県では、離婚を考えている方、離婚後のトラブルに悩む方に対し、県の女性相談支援センターやひとり親家庭等就業・自立支援センターなど関係機関が連携をし、相談や支援を行っております。

来年四月の共同親権制度の導入後は、例えば子供の進学先の決定であるとか財産管理など、離婚後もなお両親双方の話し合いが必要な事案の相談も想定されることから、相談員の制度の理解と支援力の向上、関係機関との連携強化が必要と考えております。

相談員の制度理解と支援力の向上のため、まず先月十一月になりますけれども、弁護士会と合同で相談員向けの勉強会を開催いたしました。年明けの二月には、各支援センターのほか、市町村、民間支援団体などと共に、制度の導入で想定される事案への対応方法の検討や、特に子供を守る視点での対応を再確認するなど、相談体制強化のための研修会の実施を予定しております。

さらに、今後は、毎年定期的を開催する弁護士会、法テラス、警察、各支援センターなどが参加する協議会

の場を活用しまして、それぞれの対応事例の共有を行うなど、関係機関の連携強化を進めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 二点御質問がございました。

初めに、幼児教育センターの設置についてお答えをします。

本県では、平成二十一年度から、私立幼稚園や保育所等を所管する知事部局と公立幼稚園を所管する教育委員会がチームとして連携し、幼児教育と小学校教育の接続や教職員の資質向上、一人一人の個性を尊重する幼児教育の充実などに取り組んでまいりました。

また、令和四年度からは、国の幼保小の架け橋プログラム推進事業を受託し、カリキュラム開発や研修動画の制作、保護者向け啓発資料の作成など、現場に役立つ具体的な支援を進めております。

現在、大学教授や公立及び私立幼稚園の園長、小学校の校長等で構成する幼児教育推進会議では、これまでの成果と課題を踏まえ、指導助言を一元的に受けられる幼児教育センターを設置し、さらなる質の向上を目指したいという意見が出されております。

こうした状況を踏まえ、本推進会議において、引き続き運営体制やアドバイザーの配属など、他県の事例も参考にしながら、本県の実情に合った幼児教育センターの在り方を検討し、令和九年度の開設を目指して準備を進めてまいります。

次に、学校再編を含めた県立高校の今後の在り方についてお答えをします。

令和八年度から私立高校を含む授業料の無償化が始まり、高校選択に大きな影響が予想されます。そのよう

な中、文部科学省は先月、二〇四〇年までに予想される産業構造の変化や生産年齢人口の減少などの問題に対応するため、各道府県の高校教育改革に係る実行計画の策定を求めるとともに、令和九年度以降の交付金による新たな財政支援の方針を示しました。

さらに、高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出するために、都道府県が造成する基金に総額約三千億円を支援することといたしました。

県教育委員会では、これまでも高校教育に関する課題の整理と改革の方向性を検討してまいりました。これは、今回の国が示した三つの視点である専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた高校教育の特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保にほぼ沿ったものです。そのため、県立高校の全体の在り方の検討に当たり、まずは、この国の方針に基づく拠点の選定及び実行計画の策定を来年度中に行ってまいります。

+++++

○副議長（高殿 尚君） しばらく休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

+++++

午後一時十分再開

○副議長（高殿 尚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。三十八番 伊藤正博君。

（三十八番 伊藤正博君登壇）（拍手）

○三十八番（伊藤正博君） まずは質問の前に、私からも一昨日十二月八日、発生しました青森県沖の地震によりまして被災された皆さん方に、県民クラブを代表して心からお見舞いを申し上げますと同時に、一刻も早い復興をお祈り申し上げたいと存じます。

さて、今議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、県民クラブを代表して十一項目、四分割で一般質問をさせていただきます。

初めに、知事就任から一年を振り返って、大きく二点について知事にお伺いをいたします。

まず、県職員のみちベーシヨンの維持・向上に向けた今後の取組方針についてお伺いをいたします。

江崎知事が就任して約十か月が経過をいたしました。知事就任後の二月六日、江崎新知事は職員への挨拶で三つの訓示として、難しい仕事から手をつける、人は生かして使え、健康でいると呼びかけられました。その後、毎週の定例記者会見の開催、政策オリエンピックの実施、働いてもらい方改革の推進、LRTの導入検討など、矢継ぎ早に数多くの政策を打ち出され、その行動力には感服する次第であります。

さて、先般、岐阜県職員組合が実施した江崎知事の県政運営の評価に関するアンケート結果が公表されましたが、県政運営全般を「評価する」と回答した層は約四七％、「評価できない」と回答した層は約一〇％でしたが、「分からない」「判断できない」と回答した層も約四二％だったとのであります。七月に実施されたアンケートで、知事就任から約半年足らずということもあるとは思いますが、知事の考えを広く職員に発信していただきながら、県政運営に当たっていただきたいと思えます。

一方で、同アンケートでは、現在のあなたのモチベーションに関する質問に対して、四割以上の組合員が「どちらかというとき低い」「非常に低い」と回答されております。昨年度に比べて若干改善の傾向は見られるものの、依然として四割以上の組合員がモチベーションが低いと回答されている状況であり、その理由として、やりがいの欠如、給与が安い・上がらない、職員数の不足が回答の上位を占める結果となっております。さらに、組合員が江崎知事に期待することとして、職員のモチベーション向上が最多となっていることから、県職員のモチベーション対策は喫緊の課題であると言えるのではないのでしょうか。

十一月十二日の組合の団体交渉には、十七年ぶりに知事が出席して行われたようですが、民間の優良事例を積極的に取り入れながら働き方改革を進める、財政運営に関する過去の説明が不十分であったことについて分析する、組合と知事で意見交換する機会を設けるとの発言があったようであります。

知事は常日頃から、働いてもらいたい方改革という考え方を発信しておられますが、民間企業のみならず、県職員の働き方改革についても配慮が必要と考えます。とりわけ本県財政が危機的な状況を迎えつつある中で、限られた人的資源の中で効率的な行政運営を行っていくためにも、職員の時間外勤務の縮減や、職員の希望や適性に合わせた人事異動、勤務条件の弾力化など、県職員のモチベーション対策が重要と考えます。

午前の長屋光征議員による県政自民クラブの代表質問にもございましたが、本年十月に開催されたねりんピック岐阜二〇二五の成功の裏には、県の担当部局の職員のみならず、県職員の皆さん方の並々ならぬ御努力があったことは容易に想像でき、頭が下がる思いです。ぜひ、こうした県職員の皆さんの陰ながらの努力が報われるように、今後、県職員のモチベーションの維持・向上に向けた取組を積極的に進めていただきたく、期待をいたしております。

そこで、知事にお伺いいたします。殊に県財政が厳しい状況においては、知事と県職員が対話を重ね、さらなる職員のモチベーション対策を強力に推し進めていくべきと考えますが、岐阜県職員組合が実施したアンケート結果に対する知事の受け止めと、県職員のモチベーションの維持・向上に向けた今後の取組方針についてお聞かせください。

続いて、副知事の人事についてお伺いいたします。

十一月二十日、副知事に足立葉子西濃県事務所長を来年一月一日付で起用するとの報道がありました。これを受けて、今定例会の開会日に選任同意の議案が上程され、同日、全会一致で可決されたところです。

今年二月の知事就任に先立ち、一月十七日には河合副知事が退任、もう一人の副知事であった大森副知事も、七月十三日をもって総務省への復帰に伴い副知事の職を退任され、約五か月間、本県の副知事職は空席の状態が続いてきました。

新聞報道によると、本県において、副知事が二名体制になった一九九五年四月以降、副知事が二人とも空席となるのは初めてのことです。

知事は、令和七年三月定例会で、我が県民クラブの伊藤英生議員の副知事の選考方針に関する質問に対し

て、副知事に期待する役割として、午前中の答弁でも申し述べられておられますけれども、次の三点を上げられました。第一に、知事の目が届かないところにしつかりと目配りをしていただけるといふこと。二つ目は、知事の耳に届かない声をしつかり聞いていただくということ。三つ目は、知事をいさめるために直言することができること。

副知事は、知事の業務を補助するだけにとどまらず、県内市町村の相談役の役割も担っており、県内の首長からも、こうした事態に対して、懸念を抱いているとの話は聞いております。

また、知事自身が各部署から直接報告や相談を受け、速やかに判断することにより、各部署長と共に県政が滞ることのないよう万全を尽くすとのことでしたが、当初予算編成が本格化している中で今回の副知事の選任は、残念ながら遅きに失したというのが正直な感想です。

十一月二十七日の定例記者会見において、知事は足立氏の副知事選任人事案について、女性の視点から、私の耳に届かないところを聞いていただくのにふさわしいと人選の理由を語りましたが、このタイミングでの副知事の選任となったことについては明確な説明がされておられません。

また、昨今の不安定な社会情勢や山積する行政課題に対応していくためには、副知事二名体制が必要と考えます。そのため、空席が続くもう一人の副知事についても、早急に人選されることを期待します。

そこで、知事にお伺いします。副知事は、県政運営における知事のサポートのほか、県内市町村とのパイプ役としても非常に重要なポストであるにもかかわらず、約半年にわたり副知事が空席となっていた理由と、本定例会で上程された副知事人事の狙いについてお聞かせください。また、空席が続くもう一人の副知事の人選の状況と、今後の見通しについてもお聞かせください。

続いて、令和八年度当初予算編成における事業見直しプロジェクトチームによる全庁的な確認と調整について、お伺いをいたします。

江崎知事は、就任に際し、県民の安全・安心を守り、未来に希望が持てる社会の実現を目指し、安心とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県を基本方針として、目指すべき十の目標を示し、県政運営を行ってまいりました。

一方で、県財政は危機的な状況にあります。

歳出面では、かつての財政危機当時に講じた県債の償還期間延長措置の影響が、令和七年度から増加に転じ、さらに近年の防災・減災対策等に伴う県債発行額の増加により、公債費は今後も増加する見通しであります。また、高齢化の進展などにより社会保障関係経費の増加は避けられず、歳出構造は一層硬直化していくものと見込まれます。

また、歳入面では、県税収入などの一般財源の一定の増加が見込まれるものの、歳出増を補うほどの伸びは期待できず、不足する財源は、財政調整基金などの財源対策に活用可能な基金に頼らざるを得ませんが、その基金も近い将来枯渇し、必要な予算が確保できないことが見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

本年九月、全職員を対象に、令和八年度当初予算編成に向けた事業見直しに関する提案募集を実施し、来年度当初予算編成に向けた事業見直しの一環として、実際の事業を執行する職員の目線による事業見直し案を自由に提案していただく取組も始められたと聞いております。

県が十月二十二日に発表した令和八年度当初予算編成方針では、基本的な取組方針として目指すべき十の目標など、重要な政策課題に着実に取り組む必要があるとして、事業見直しの徹底と重要な政策課題に的確に対

応ずることとされております。

その上で、今後本格化する当初予算編成においては、各部署の次長級職員で構成した部局横断的な事業見直しプロジェクトチームによる具体的な事務事業の見直し作業が進められるとも伺っており、どこまで踏み込んだ議論がされるのか、注目をしているところであります。

そこで、総務部長にお伺いします。

令和八年度当初予算編成に当たり、本庁各課から上げられる予算要求に対して、事業見直しプロジェクトチームによる全庁的な確認と調整を具体的にどのように進めていかれるのか、お聞かせください。

ここで一回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、二点御質問をいただきました。

まず、県職員のモチベーションの維持・向上についてお答えをいたします。

ただいま議員から御指摘のありました職員組合のアンケートでございますが、これは、私が知事に就任して間もない七月に実施されており、組合員の方々の働く現場にまで私の方針が伝わっておらず、予算につきましても、前体制の組替えにとどまる状況の中での回答であるため、県政運営への職員の評価はこれからであると考えております。したがいまして、今回のアンケートこそが重要であると考えております。

その上で、今御指摘のありました職員のモチベーション向上、これは非常に大事だと思っております。

第一に、そのためには仕事の魅力を向上させること、そして第二に、働きやすい職場づくりを進めることと

認識しております。その上で、給与水準の引上げや柔軟な働き方、休暇を増やすといった取組があるのだと思っております。

もともと社会に貢献したい、岐阜県のために働きたいという志を持って岐阜県職員という道を選択された方々が、誇りとやりがいのある職場で業務に取り組んでいるかが最も重要だと考えております。もちろんそれは決して楽な仕事でも、容易な仕事でもないと思われれます。しかしながら、自らの知恵と工夫と努力によって、岐阜県や社会がよくなると思える実感があれば、モチベーションは上がります。特に、自らが出したアイデアによって政策が実施され、課題を抱えて困っていた県民の皆様の笑顔や感謝の声に直接触れることができれば、職員本人の成長とともに、次なる課題に立ち向かうモチベーションになります。

例えば、御指摘いただきましたねりんピックに合わせて実施しましたぎふモーニングプロジェクトでは、職員が次々と自らアイデアを出してきてくれました。多くの高齢者の笑顔と、多くの喫茶店の方々から感謝の声を受けまして、来年から実施する健康に関する学術レベルの調査・研究に発展をいたしました。また、NHK受信料の未払い問題では、全国の自治体が疑念を抱きながらも手をつけてこなかった事案に対して、職員が県内全市町村の調査を行い、実際に交渉の現場に立ち会うことで期待以上の大きな成果を上げることができ、今週金曜日に予定しております県内各市町村向けの説明会の開催など、次なる取組に向けてモチベーションが高まっているところでございます。

次に、働きやすい職場づくりですが、まず何より大切なのが上司・部下の隔てなく議論を闘わせ、実行できる環境でございます。そのため、「まず隗より始めよ」でありまして、政策などを議論する際には、知事室に関係者全員が集まり、その場で方針を決めることとしております。この結果、従来極めて長い時間がかかって

おりました、この議会答弁の作成プロセスを効率化いたしましたして、報告事項も個々に資料を作るのではなく、ポイントだけの一覧表で済ませるなどの業務効率化を徹底しておりますところでございます。

今後は、こうした取組と併せ、タブレット型パソコンの導入による在宅勤務環境の充実、誰でも利用可能な時差出勤制度の導入に加え、フレックスタイトタイム制の導入検討など、しっかりと働きしっかりと休むことができる職場環境づくりに努めてまいります。

今後さらに仕事のやり方を見直し、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進につなげるほか、職員から寄せられる声に耳を傾け、丁寧に対応することで、職員一人一人がモチベーションを高く持って仕事ができる環境を整えてまいります。

次に、副知事の人事についてお尋ねをいただきました。

これは、午前中にも申し上げたところでございますけれども、改めてお答えをさせていただきます。

副知事は、知事と各部局の間を取り持つ部局を指導監督するとともに、知事に対して意見具申をする役割を担っております。知事と共に県政全般の業務を主導し、同じ目標に向かって政策を実施する上で、副知事の人選は極めて重要だと考えております。

特に、私はこのたび新しく知事となりました。業務の見直しや新たな政策を実施する上で、副知事の役割は極めて重要だと思っております。このため、そうした人選を拙速にすることなく、しっかりと人物を見極めることが必要であり、そうしたプロセスを経た結果、本定例会での上程となったものでございます。

私が副知事に期待する役割を改めて三点申し上げますが、一つ目は、私の目の届かないところに目配りができること、二つ目は、私の耳に届かない声を聞けること、三つ目は、私をいさめるために直言ができることで

ございます。

今回選任する足立さんは、特に女性の視点で私の目の届かないところに目配りしていただき、そして、私の耳に届かない声を聞いていただくことに変期待をしているところでございます。また、足立さんは、農政の分野での豊富な経験と実績に加えて、今年度は西濃県事務所長兼地域危機管理監として総合的な行政に携わることができるよう、他の県事務所とも連携しながら、地域の課題を的確に指摘いただくとともに、現場がより細やかに対応できるように、予算執行の点で、本庁と現地の裁量の見直しについて助言をいただいております。こうした点を総合的に勘案し、先ほどの条件にかなう方であると判断いたしました。このたび選任することといたしましたことろでございます。

なお、もう一人の副知事につきましては、国とのパイプ役を果たすとともに、積極的に国からの予算獲得や政策提案ができる方であること、その上で岐阜県を何より大切に思っていただけの方であること、そうした観点を踏まえて選任をし、適切なタイミングで御提案させていただきたいと思っております。

○副議長（高殿 尚君） 総務部長 平野孝之君。

〔総務部長 平野孝之君登壇〕

○総務部長（平野孝之君） 令和八年度当初予算編成における事業見直しプロジェクトチームによる全庁的な確認と調整について、お答えをいたします。

庁内の次長級職員で構成するプロジェクトチームは、全庁的な見直し作業を進めるに当たって、主に三つの役割を担っております。

一つ目は、見直しに当たったっての視点の設定です。事業の統合や重点化など、個々の事業に着目した視点及び

イベントや広報などテーマごとの視点を設定し、予算編成方針に明示することで、全庁共通的な視点で見直し作業に入ることといたしました。

二つ目は、予算要求段階での見直しの推進です。チームメンバーである各次長が、それぞれ所属する部局の中で各所属における見直しを促し、予算要求を行うことといたしました。

三つ目は、予算査定段階での見直し状況の確認と調整です。総務部の予算査定と並行して、今後全部局の見直し内容を取りまとめ、設定した視点を踏まえた見直しが行われているかチームの目で確認をいたします。また、確認を行う中で優良な見直し事例があれば、他の事業などにも適用ができないか関係部局と検討し、横並びでの見直しが進むよう調整をしてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 三十八番 伊藤正博君。

〔三十八番 伊藤正博君登壇〕

○三十八番（伊藤正博君） 御答弁ありがとうございます。

続きまして、LRT（次世代型路面電車）導入に関わる検討体制の構築についてお伺いをいたします。

令和七年第三回定例会の県政自民クラブ、田中勝土県議からの代表質問で、岐阜圏域におけるまちづくりの進め方と新しい交通システムの整備に対して、江崎知事は、未来のまちづくりの目玉として、新たな交通システムであるLRTを有力な候補として検討することを表明されました。

令和七年第四回定例会では、新しい交通システム導入に関わる事業スキーム検討業務及び新しい交通システム導入に係る交通再編検討業務について補正予算が計上され、LRTの導入検討が加速しています。

LRTの導入検討に際しては、これまで多くの議員が様々な観点から質問で取り上げているものの、改めて

現在のLRT導入の検討状況をお尋ねするものであります。

新聞報道によると、LRT建設ルートの一つである岐阜市の柴橋市長が、十月二十八日の定例会見で、柴橋市長は台湾二都市の視察をしたことを明らかにし、次のとおりコメントしておられます。都市構造をどのように構築していくのか、そのために交通システムをどう導入するのか、その意義や目的も明確でありましたので、まさにまちづくりと交通システムを一体として、政策として展開していく重要性を感じたところです。そして、岐阜市としては、基礎自治体の立場からも、国内外の先進事例の調査を基に、速やかに課題を洗い出し、県をはじめ関係機関と様々な角度から一つ一つ丁寧に議論をして、課題を検証できるよう準備していきたいと考えています。

そしてまた、岐阜市長の台湾視察には県の都市建築部幹部が同行をされ、台湾のLRTについて、都市の規模に違いはあるが、他の交通機関と連動していて非常に便利、まちづくりと交通を一体で考えている点は参考になったと述べられております。

一方で、十一月二十五日の中日新聞の社説にもありますように、詳細なルートの検討はこれからとして、総延長の直線距離でも約三十キロに及ぶと見られ、宇都宮市芳賀町の約十五キロの約二倍。宇都宮市芳賀町の総事業費は約六百八十四億円、半分は国費、国補助ということですが、単純に二倍とすれば一千億円を超える事業規模になるものと見込まれております。

今後、県は協議体を設立する方針と伺っておりますが、これだけの規模の事業となると、事業費や採算性、自動車交通への影響など山積する課題への対応が懸念される上、さらにそれを十年後の運行開始を目指すとするとなると、スピード感も求められることになり、事業の実現可能性に疑問が残ると言わざるを得ません。

そこで、知事にお伺いいたします。台湾のLRT視察結果による県の受け止め方と、LRT導入に関わる検討体制の構築に向けたこれまでの検討状況、並びに検討体制のメンバー構成並びに今後のスケジュールについてお聞かせをください。

次に、老朽化する下水道、道路インフラについて、大きく二点お伺いします。

まず一点目として、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けた県流域下水道の調査結果と今後の対応についてお伺いいたします。

近年、上下水道に関する事故が多発しており、老朽化対策や耐震化の重要性が再認識された一方で、管理する職員や事業費の不足が切実な問題としてクローズアップされています。

そうした中、今年一月二十八日、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、衝撃を持って受け止められました。この事故によって、下水道管は同じ素材や設置年数であっても、地盤の特性、地下水の有無、腐食の原因とされる硫化水素の発生しやすい構造など、様々な要因によって損傷の程度が大きく異なるということが認識されました。

この事故を受けて、国は、半径二メートル以上かつ平成六年度以前に設置された下水道管路を対象に、管の腐食、たるみ、破損などを把握するため、目視点検や空洞調査などの全国特別重点調査を要請しました。調査は、埼玉県八潮市と類似した箇所や、構造上硫化水素が発生しやすい箇所など、優先して調査を行う優先実施箇所と、それ以外に分けて危険箇所を把握するとされています。

また、調査の結果は、原則一年以内に速やかな対策が必要な緊急度一、五年以内に対策が必要な緊急度二、対策不要の三つに分けられ、迅速かつ計画的に対策が進められることが求められています。

国土交通省の試算によれば、二〇一八年から三十年間で下水道の維持管理・更新費は累計三十八兆円程度に達する見通しとのことです。加えて、近年の物価高騰や人口減少に伴う料金収入の減少などにより、各下水道管理者は大変厳しい経営を強いられていることから、国によるさらなる財政支援が必要であると考えます。

特に、県が管理する流域下水道は、岐阜・可茂地域の十市町にまたがって運営されており、一度事故が発生すれば、多くの県民や企業に影響を与えることが想定されるため、必要な財源を確保し、速やかな対応をしていくことが必要ではないでしょうか。

そこで、都市建築部長にお伺いします。今年一月の埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けた県流域下水道のこれまでの調査結果と今後の対応について、お聞かせください。

二点目として、県管理道路における道路陥没対策についてお伺いいたします。

八潮市の下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故が発生したことを受けて、国において、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会が立ち上がりました。

この委員会においては、関係者間におけるリスク情報の共有の在り方等について議論がされており、道路管理者と下水道管路等、道路下の空間に管路等を設置管理している道路占用者との連携強化が求められております。

国が管理する国道においては、道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドラインにより、上下水道管路等の占有物件の占有期間満了に伴う更新時等における道路占有者の書面の提出をもって、道路管理者は占有物件の安全性について確認を行っているとのことであります。

一方で、地方公共団体が管理する道路については、国と同様の取組を実施している都道府県では全体の約六

割、市町村では約二割にとどまっており、占用物件の管理状況が十分に道路管理者に共有されていない状況にあるとのことであります。

今般の道路陥没事故の発生を受けて、道路利用者や第三者の重大な事故を未然に防止する観点から、本年四月より、各都道府県において、道路管理者と道路占用者が相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐための取組の状況を共有するなどを行う場として、地下占用物連絡会議が設置されております。占用物件の規模や種類、場所等も考慮しながら、こうした取組をさらに進める必要があると考えます。

今回の事故は、道路下の空間である地下占用物である下水道管の老朽化に起因するものであり、一般的には占用者、今回のケースで言えば下水道管理者において対応するべきものと認識をしておりますけれども、道路地下空間という目に見えない箇所リスクが潜んでいることから、ドライバーにとっては危険予測ができず、重大事故につながりかねません。そのため、老朽化する道路インフラの安全確保の観点からも、道路管理者としても道路陥没対策を実施していただきたいと考えます。

そこで、県土整備部長にお伺いします。

道路管理者として、県管理道路における道路陥没の対策が必要と考えますが、これまでの県の取組と今後の方針についてお聞かせください。

次に、県内中小企業の賃上げ支援についてお伺いをいたします。

令和七年八月、厚生労働省は、令和七年の民間主要企業における春季賃上げ交渉の集計結果を公表しました。対象は、資本金十億円以上、従業員千人以上の労働組合がある企業三百九十社で、平均妥結額は一万八千六百二十九円、賃上げ率は五・五二%となり、いずれも前年を上回る水準となっております。

県では、持続的な賃上げにもつなげる稼ぐ力の強化に向けた事業規模拡大や、業態転換などに取り組む事業を実施する小規模事業者を対象に、小規模事業者パワーアップ応援補助金なる事業支援のほか、企業における適正な価格転嫁による賃上げを後押しするため、価格交渉や賃上げに活用可能な資料、国や県の支援策、相談窓口等をまとめたホームページによる情報提供など、中小企業の賃上げ支援に注力されているところであります。

一方で、厚生労働省が毎月公表する毎月勤労統計調査 令和七年九月分結果速報によると、労働者一人当たりの平均賃金を示す現金給与総額は、前年同月比一・九％増の二十九万七千四百四十五円となり、四十五か月連続で前年同月を上回っているのに対し、現金給与支給額、名目賃金に物価の変動を反映させた実質賃金は、前年同月比一・四％減となり、実質賃金が前年同月と比べてマイナスになるのは九か月連続とのことであります。これは、賃上げが食料品やエネルギー価格等の物価高騰に追いつかず、結果、消費の抑制や貯蓄率の低下を招き、個人の生活だけでなく経済全体にも影響を及ぼしかねない状況であります。

国では、十一月二十一日に「強い経済」を実現する総合経済対策が閣議決定され、現在国会で審議がされているところです。

一方、家庭・事業者向けの物価高騰対策として、灯油や水道代の支援、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備、医療・介護現場における処遇改善、各種低所得者支援、事業者支援など、推奨メニューの事業の強化のほか、地方自治体の迅速・効果的な事業実施を促す取組も強化されているところであり、今後の動向に注目する必要があります。

少し話は替わりますが、今年八月に開催された岐阜地方最低賃金審議会において、特定最低賃金の航空機・

同附属品製造業の改正決定の必要性が「なし」とされました。航空宇宙産業は、岐阜県経済・雇用再生戦略においても、未来の岐阜県経済を牽引する基幹産業に位置づけられている中で、航空機・同附属品製造業が特定最低賃金の改正必要なしと決定されたことは、本県の地域経済にとって大きなマイナスではないかと深く憂慮しているところであります。

特定最低賃金は、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完する役割を担っています。岐阜県の航空機産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、特定最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要です。

国においては、来年一月に下請法・下請振興法改正法の施行が予定されておりますが、法改正により、直ちに中小企業における構造的な価格転嫁が実現できるか効果は未知数です。特に本県企業は、そのほとんどが中小企業であり、適切な価格転嫁の推進が賃上げの実態の鍵となるため、県による中小企業の賃上げ支援のさらなる推進に取り組んでもらいたいと思います。

そこで、知事にお伺いします。県内中小企業では価格転嫁が難しいと聞いている中、今回、使用者側と労働者側の意見が一致せず、岐阜地方最低賃金審議会の結論としては、令和七年特定最低賃金、航空機・同附属品製造業の改正の必要なしとなりましたが、これに対する知事の見解と今後の賃上げに向けた県の取組についてお尋ねをいたします。

ここで二回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、二点御質問をいただきました。

まず、L R T（次世代型路面電車）の導入の検討体制の構築、特に、台湾L R Tの視察結果に関する受け止めと今後の検討体制、メンバー等についての御質問にお答えをさせていただきます。

今回の台湾視察は、岐阜市長の視察に県の職員が同行する形で、十月二十三日に新北市の淡海L R Tと安坑L R T、二十四日に高雄市の環状L R Tを視察してまいりました。高雄市の環状L R Tは私も乗ったことがございます。

岐阜市とは都市の構造や規模が違いますが、新北市では大規模なニュータウン整備、高雄市では観光施設や大規模商業施設の整備などと併せてL R Tが導入されており、やはりまちづくりの中で大きな役割を果たしていたと担当部局から報告を受けております。

これらの事例によりますように、交通システムの整備とまちづくりは一体的に検討・実施することが重要であり、本県においても地域の特性を踏まえたまちづくりの中で、新たな交通システムの活用を検討する必要がありますと改めて認識したところでございます。今回の視察結果を踏まえつつ、国内外の事例を引き続き研究しながら、岐阜圏域の取組に生かしてまいります。

新たな交通システムの検討につきましては、現在、次世代型路面電車、いわゆるL R Tを有力候補として、ルート案、道路・公共交通、既存インフラへの影響、利用者の需要予測、運行計画及び施設計画など、基礎的な調査や検討を行うとともに、関係者と個別に協議を進めているところでございます。また、このような検討や協議の結果を踏まえて、今年度末を目標に関係機関で構成します検討体制を構築し、関係者が一堂に会する形で、新たな交通システムの在り方について議論してまいりたいと考えております。

この検討体制のメンバーにつきましては、現在、新たな交通システムをルートとして想定しております沿線地域の地元自治体であります岐阜市と羽島市、沿線地域の公共交通を担っております名古屋鉄道株式会社、名鉄さんですね、そして岐阜乗合自動車株式会社、岐阜バスさんですが、そして道路の安全管理や事故防止策を担っておられる県警察を候補として考えているところでございます。

また、この体制で検討を進めるに当たりましては、国土交通省などの関係機関や有識者などから専門知識に基づく助言をいただきながら、丁寧に議論してまいりたいと考えております。まずは、本年度末にこのような検討体制を構築できるように必要な調査・検討を行うとともに、関係者との協議を進めてまいります。

加えて、この体制における検討の中で、事業スキームや採算性など、新たな交通システムの導入可能性について、具体的な議論を行ってまいりたいと考えております。

次に、県内中小企業の賃上げ支援についてお答えをいたします。

御質問いただきました特定最低賃金につきましては、航空機製造など特定の産業において、地域別最低賃金より高い額を定めることが必要と認める場合に、地方最低賃金審議会での労使の意見聴取を踏まえた調査審議を経て、改正が決定されることとなっております。

今回は、労働者側が引上げを求めたのに対し、使用者側は経営状況を勘案して引上げは困難と判断されたことから、意見の一致を見ず、審議会においては、航空機・同附属品製造業の分野の特定最低賃金は改正の必要はなしと、先ほど議員がおっしゃったとおりでございますが、答申がなされたものと承知しております。まず県としましては、審議会において適正に調査、審議された結果を尊重していく立場を取っております。でございます。

ちなみに、最低賃金の引上げをめぐりましては、県内中小企業から様々な声が上がっているとところでございます。特に、売上げも生産性も上がっていない状況での最低賃金の引上げは、企業の存続をも左右しかねない問題でございます。

県としましては、まずは県内企業の生産性を上げることに全力で取り組み、最低賃金を上回る賃上げを実現するとともに、世帯の可処分所得を増やす環境をつくっていくことが肝要と考えております。

そのため、設備投資や新商品開発などに意欲的に取り組む小規模事業者への財政的支援のほか、AI、ロボットなど先端技術の製造現場への導入やオープンイノベーションの促進、人材育成など、多角的な支援を引き続き行い、生産性の向上、ビジネスモデルの転換による企業の稼ぐ力の強化を図り、賃上げを促進してまいります。

また、多能工化や業務の細分化、超短時間勤務など、労働者が最も効率的に働ける柔軟な勤務体制を導入する働いてもらい方改革を推進することで、子育て中の方や高齢者、障がいのある方などの活躍の場を創出し、世帯収入の増加にもつなげてまいりたいと考えております。

さらに、今月末には、県の経済団体や労働団体のトップも参加いたします経済・雇用再生会議を開催し、継続的な賃上げの実現のための取組状況について意見交換し、来期の賃上げに向けた機運醸成を図ってまいります。

これから来年度の予算編成に向けた議論が本格化してまいります。引き続き、経済界や労働団体の皆様の御意見を丁寧にお伺いしながら、国の予算も活用し、物価高対策や賃上げに向けた施策に取り組んでまいります。

○副議長（高殿 尚君） 理事（まちづくり担当）兼都市建築部長 野崎眞司君。

〔理事（まちづくり担当）兼都市建築部長 野崎眞司君登壇〕

○理事（まちづくり担当）兼都市建築部長（野崎眞司君） 埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けた県流域下水道

の調査結果と今後の対応について、お答えいたします。

県の流域下水道では、令和二年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、点検や更新を計画的に実施しております。

そうした中、国から八潮市の事故を受け、緊急調査の依頼があり、対象管路約十二・五キロメートルのうち、八月までに優先箇所約六・三キロメートルの調査を実施いたしました。その結果、緊急度一が八メートル、緊急度二が約三・八キロメートルあることが判明し、緊急度一の箇所はポンプ場と接続する重要な部分であるため、速やかに対策に着手し、九月に完了いたしました。緊急度二の箇所は、今後五年をめどに優先順位をつけて対策を行ってまいります。

また、優先箇所以外の約六・二キロメートルについては、今年度末までに調査を実施し、損傷の程度に応じて適切に対策を講じてまいります。

こうした対策に当たっては、国の強靱化予算を最大限活用できるよう、七月と十一月にも国に財源の確保を強く要望したところです。引き続き財源確保を国に強く求めつつ、下水道施設を適切に管理することで、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 県土整備部長 藤井忠直君

〔県土整備部長 藤井忠直君登壇〕

○県土整備部長（藤井忠直君） 県管理道路における道路陥没対策について、お答えします。

道路陥没の一因となる地下に埋設された道路占用物件については、占有者による維持管理が義務化されており、道路占用許可の更新時の報告をもって占用物件の安全性を確認しております。

また、国などと連携し、本年四月には、道路管理者と占有者で構成する岐阜県地下占用物連絡会議を新たに設置し、この会議で占有者による地下埋設物の点検計画や結果を共有するほか、施設情報のデジタル化や一元化を図っていく体制を構築したところです。

このように、道路陥没に対する制度や体制の構築により、安全性の強化を図っているところですが、県としては一層の対策を推進していく必要があると認識しております。そのため、今後は占有者と連携した道路の空洞調査について、実施に向けた検討を有識者も交えて進めてまいります。

さらに現在、目視で路面のひび割れなどの状態を把握している道路パトロールについて、より正確かつ効率的に実施するため、カメラ映像の自動解析などAI技術の活用を検討してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 三十八番 伊藤正博君。

〔三十八番 伊藤正博君登壇〕

○三十八番（伊藤正博君） それぞれ御答弁ありがとうございます。

それでは、続いて、「こどもまんなか社会」の実現に向けた県の取組について、大きく二点お伺いをいたします。

一点目として、子供、若者の声が確実に県政へ反映させる仕組みの構築について、お伺いをいたします。

令和七年三月に策定された岐阜県こども計画では、「ぎふっこまんなか社会」を目指して、ライフステージに応じた切れ目のない支援、困難な状況にある子供への支援、子育て中の方への支援、社会全体での子ども・

子育て支援の四本柱で、子ども・子育て政策が展開されているところです。

子供、若者が活躍できる社会の実現こそが、次世代の育成、ひいては今後の日本、岐阜県の未来につながっていくものと考えますので、岐阜県子ども計画に基づく取組を着実に実施していただき、子供、若者の活躍に対する支援にしっかりと取り組んでいただくことが重要と考えます。

子ども家庭庁が実施したアンケート調査の速報値によると、子供、若者からの意見聴取を実施したことのある自治体は千五百二十二自治体で、全体の約六四％だったとのことです。アンケート中、意見聴取の取組を進める上で、課題として、担当部局の職員の知識・経験の不足、意見聴取をする参加者の確保、担当部局の職員の人数などが上位に上がっております。

本県においては、今年六月、本県における全ての子供、若者にとって幸せな生活の実現に向けて、子供政策を総合的に推進することを目的に、各分野における有識者等によるそれぞれの立場から意見を聴取するため、こどもまんなか・ぎふ推進会議の設置や、七月から、未来を担う子供や若者と知事が県政や社会課題について意見交換する場として、若者未来デザイン会議を開催するなど、子供自身の声が政策に確実に反映される仕組みづくりを推進しています。

加えて、障がいのあるお子さんや不登校の児童・生徒など、声を上げにくい子供、若者の声についても配慮しながら、政策への反映を進めていただきたいと思いますし、県内市町村の実情にも十分配慮していただき、県内自治体において、地域格差が生じないような支援体制の充実・強化に向けた取組も進めていただきたいと思います。

そこで、子ども・女性部長にお伺いします。岐阜県子ども計画の実効性を高めるため、子供、若者の声を確

実に県政へ反映させる仕組みの構築に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

二点目として、子供の貧困対策についてお伺いをいたします。

県では、令和七年三月に策定された岐阜県子ども計画を補完する子供の貧困対策に関わる実行計画として、岐阜県子どもの貧困対策実行計画を策定しております。これは、子供がどのような環境で生まれ育っても、幸福な生活を送り十分に自己実現を図ることができること、及び貧困が世代を超えて連鎖することのないことを目的とするものです。

令和七年版子ども白書によると、国民生活基礎調査に基づく相対的に貧困の状態にある子供の割合は一一・五％となっており、特に独り親世帯の貧困率は四四・五％と高くなっています。独り親世帯では、食料が買えなかった経験がある割合が二一・一％、衣服が買えなかった経験のある割合が一九・〇％と、子供がいる全世帯と比較し、高くなっています。

これに関連して、去る十一月二十日に、超党派の子ども貧困対策推進議員連盟が、政府に対し、低所得の子育て世帯への支援強化、特に独り親世帯への児童扶養手当の子供一人当たり一万円上乗せなど、独り親家庭が物価高騰に苦しんでいるとして十分な対策が必要と強調し、住民税非課税の子育て世帯に対する児童手当の拡充を求めたとのことであります。

十一月二十一日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策では、物価高対応子育て応援手当として、物価高の影響を強く受ける子育て世帯への支援のため、子供一人当たり二万円を支給するとされていますが、こうした金銭的支援だけでは不十分です。

子供の貧困は経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子供のその後の

人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決できるように、県においても子供貧困対策に取組を一層一体的に、総合的に推し進めていただきたいと思います。

そこで、子ども・女性部長にお伺いします。

子供の貧困対策に当たっては、学校、地域、児童福祉機関等が連携し、子供や家庭の小さな変化に気づき、声を拾い、誰一人取り残さない支援体制の構築が必要と考えますが、子供の貧困問題に対する今後の取組についてお聞かせください。

続いて、地域を支える医療資源について、大きく二点お伺いします。

一点目として、公立病院の経営健全化及び経営体制の在り方についてお伺いします。

今、全国各地で公立の病院が経営危機に瀕しております。総務省によると、二〇二四年度地方独立行政法人を含む全国八百四十四の公立病院のうち、実に過去最大の八三・三%が赤字となったとのことであり、

その背景には、燃料価格をはじめ、医療機器や医薬品などの物価高騰があります。国の制度の問題として、物価高になっても国の診療報酬が追いついていかないことから、経営が圧迫していることが要因とされており、診療報酬を実態に合わせて変化させていく必要があるものの、そういう制度設計になっておらず、さらに深刻な医師不足も経営の圧迫に拍車をかけている状況です。

県立三病院もその例外ではなく、経営状況は厳しい状況が続いており、また、県立病院以外の県内の公立病院の経営状況も大変厳しい状況にあると伺っております。

今年十月に高市早苗総理が誕生し、十月二十一日、診療報酬の見直しを前倒しで行う考えが示され、十一月

に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策においても、医療・介護等支援パッケージで予算が緊急措置される見込みであり、こうした公立病院を含む医療機関の経営改善支援に期待をしているところであり
ます。

県立三病院については、平成二十二年度に地方独立行政法人へ移行しており、独立性はあるとはいえ、地域における基幹的な公的医療機関として地域医療の確保のための重要な役割を担っていることから、国の制度改正や支援の有無に関わらず、その役割をしっかりと果たせるように、県からの十分なサポートをお願いしたいと思います。

そこで、健康福祉部長にお伺いします。県内のほとんどの公立病院において、ここ数年赤字が続いている実態を踏まえ、県としてどのように改善をしていくのか。また、国に対して強く改善を求めるべきと考えますが、公立病院の経営体制の在り方に対する県の考え方についてお聞かせください。

二点目として、地域医療の人材確保・育成についてお伺いします。

県では、第八期岐阜県保健医療計画において、医師・看護師などの医療従事者を対象に、それぞれの職種について人材育成と確保を進める方針を掲げており、このうち医師については、岐阜県医学士修学資金貸付制度や医師育成・確保コンソーシアムを通じて、医学生や若手医師の育成、県内定着を図っています。また、看護職については、県内の看護師等養成所の運営支援や、離職している看護職の復職・再就職支援により、県内看護職の確保を図っています。

職場環境整備に対しても支援しており、岐阜県医療機関等生産性向上・職場環境整備等支援事業により、医療機関の業務効率改善や処遇改善を助成し、働きやすい職場づくりにつなげております。

しかしながら、県内における医療人材の不足は深刻です。岐阜県の医療施設従事医師数は年々増加していますが、全国的に見れば依然として医師少数県であり、中でも西濃、飛驒圏域は医師少数区域となっており、地域間格差が生じている状況です。

また、県内の看護職員の総数は、令和二年が二万六千百十九人であるのに対し、令和四年が二万五千四百四人と減少しており、令和六年には二万六千三百七十四人と再び増加したとはいえ、現在も県内の医療機関から、看護師が不足しているとの声が多く上がっている状況にあります。

現在、国においても、二〇四〇年頃の医療提供体制を見据えた新たな地域医療構想の策定手順や留意事項をまとめたガイドラインの策定が進められているところですが、ぜひ医療提供体制を支える医師、看護師、薬剤師などの地域医療人材の確保・育成に向けた取組について、県としてもしっかりと検討していただきたいと思えます。

そこで、健康福祉部長にお伺いします。地域医療人材の確保・育成に対するこれまでの取組と今後の対応についてお聞かせください。

続いて、養介護施設における虐待防止に向けた取組についてお伺いします。

高齢者虐待防止法が平成十八年に施行されてから、既に十六年以上が経過していますが、依然として高齢者に対する虐待の事例は後を絶ちません。

今年十一月、勤務する羽島市内のグループホームで、七十一歳から八十八歳の入所者男女三人に対し、髪を引つ張る、顔を平手で殴打する等の暴行を加えた疑いで介護士が逮捕される事件が発生し、さらには施設長も逮捕される事態となっております。

令和五年度岐阜県における高齢者虐待の状況についてによると、各市町村の令和五年度中の高齢者虐待に関わる相談・通報受理件数は、合計で四百四十二件であり、その内訳は、四百十三件、九三・四％が養護者によるもの、二十九件、六・六％が養介護施設従事者等によるものとの結果となっております。さらに、このうち各市町村において、令和五年度中に高齢者虐待を受けた、または受けたいと思われると判断した事例は百七十二件、被虐待者数百七十九件であり、内訳は、養護者による虐待が百六十五件で、養介護施設従事者等による虐待は七件とのことであります。

令和六年度からは、全ての介護サービス事業者及び老人福祉施設において、虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催や指針の整備、研修の定期的な実施、担当者の配置が義務づけられておりますが、高齢者虐待を未然に防止するとともに、早期に発見し、適切に対応することが重要です。

また、高齢者虐待の第一義的な窓口となる市町村においては、住民に対する広報啓発や関係機関との連携強化、ネットワークの構築といった体制整備の強化を図るとともに、都道府県と市町村が共同して養介護施設における虐待防止に取り組む必要があります。

また、高齢者に対する就職差別のほか、養護者や介護施設等における身体的、心理的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするために、こうした問題について、関心と理解を深めていくことが重要であります。

そこで、健康福祉部長にお伺いします。高齢者の権利擁護に関して、養介護施設における虐待防止に向けた県のこれまでの取組と、今後の取組についてお聞かせください。

次に、個別避難計画の策定促進に向けた市町村との連携についてお伺いします。

東日本大震災の教訓として、障がい者、高齢者、外国人、妊産婦等の方々について、情報提供、避難、避難生活など、様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、こうした方々に関わる名簿の活用・整備をすることが必要とされたことから、平成二十五年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。

内閣府及び総務省消防庁が実施した調査によると、令和七年四月一日現在、岐阜県内全ての市町村が災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成済みとのことです。

また、令和元年台風十九号等の近年の災害においても、多くの高齢者や障がい者の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和三年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされております。

内閣府及び総務省消防庁が実施した調査によると、令和七年四月一日現在、岐阜県は全市町村で個別避難計画の作成に着手済みではありますが、作成率が二〇%以下の市町村が半数を占めているとのことです。これは、全国平均の五二・八%とほぼ同水準ではありますが、作成率が八〇%以上の市町村は全国で一四・五%に対し、岐阜県ではやや低めの約九・五%という状況になっております。

今後三十年以内に、六〇から九〇%程度以上の確率で発生が予想されている南海トラフ巨大地震への備えとして、避難行動要支援者の個別避難計画の作成は非常に重要であります。個別避難計画作成が進んでいない市町村がまだまだ多くあり、県と市町村とが連携をして、個別避難計画の策定を着実に進めていくことが喫緊

の課題であると認識しております。

そこで、危機管理部長にお伺いします。個別避難計画の策定を促進するために、市町村との連携をどのように進めていくのかお聞かせください。

これで三回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 子ども・女性部長 片桐伸一君。

〔子ども・女性部長 片桐伸一君登壇〕

○子ども・女性部長（片桐伸一君） 「こどもまんなか社会」の実現に向けた県の取組について、二点御質問をいただきました。

初めに、子供、若者の声が確実に県政へ反映される仕組みの構築についてお答えをいたします。

県では、子供を権利の主体として尊重し、子供の視点を大切にする「ぎふっこまんなか社会」を目指しております。その実現には、県自らが子供や若者の意見を聞き、県政に反映することで、子供たちに社会は変えられるのだと実感していただくことが重要です。

このため、まず子供の意見を聞く取組として、本年四月、こども若者県政モニターをスタートいたしました。四百名を対象に地球温暖化や農業など、幅広いテーマでアンケートを実施しております。

また、来年二月には、若者未来デザイン会議で、知事に政策提案をした生徒に対して直接結果報告を行う場を設けるなど、県政への反映状況についてフィードバックする取組も進めております。

このほかにも、子供たちの意見聴取から、政策への反映までの進め方や具体例などを示したガイドラインを作成し、各部局による取組を推進しております。今後は随時ガイドラインを改定しつつ、好事例については横

展開を図るなど、子供、若者の声を県政に反映する取組を着実に進めてまいります。

続いて、子供の貧困対策についてお答えをいたします。

子供の貧困対策は、経済的支援に加え、学習支援や孤立を防ぎ、子供が安心して過ごせる子供の居場所の整備が特に重要であり、その推進に当たっては、学校、福祉、行政等の関係機関との緊密な連携も必要と認識しております。

このうち学習支援については、公民館などでの実施に加え、新たにオンラインでの支援を開始しており、併せて市町村や社会福祉協議会と連携することで、学習の際に各家庭の生活状況や困り事を丁寧に取り、必要な支援につなげる取組も進めております。

また、子供の居場所の整備と利用の拡大のため、開設や運営支援に係るアドバイザー派遣のほか、居場所を支える人材の育成研修など、関係機関と連携し実施しているところでもあります。

今後は、関係機関が連携した具体的な支援事例やノウハウの共有、子供や親の小さな声に気づくためのポイントと支援につなげる手法を学ぶ研修会の開催などにより、さらなる関係機関との連携強化とともに、地域全体で家庭を支える体制づくりを進めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 地域を支える医療資源につきまして二点、そして養介護施設における虐待防止に向けた取組につきまして、一点お尋ねがございました。

まず初めに、公立病院の経営健全化及び経営体制の在り方についてお答え申し上げます。

国のガイドラインにおきましては、公立病院は、民間医療機関の立地が困難な過疎地域等における一般医療、不採算医療、高度・先進医療など、病院経営上収益性の見込みにくい医療を担うこととされており、加えまして、公定価格である診療報酬を主な収入源としてございますため、昨今の急激な光熱水費や材料費の高騰、人件費の上昇を価格転嫁できず、厳しい経営を強いられております。

こうした中、県では、地域医療構想の取組を通じまして、公立病院を含む医療機関の適正な役割分担を行うとともに、病院の再編・集約化等を含めました医療提供体制の見直しを進め、地域において、効率的で持続可能な医療提供体制の構築を図ってまいりました。

また、県立病院につきましては、設立団体といたしまして、適切かつ効率的な病院運営を図るよう中期目標を示すとともに、不採算医療等に係る経費につきまして負担するなどの支援を行っております。あわせて、医療機関の経営悪化は国全体の課題であるという認識の下、引き続き診療報酬改定や国庫補助制度の創設・拡充を国に要望してまいります。

次に、地域医療人材の確保・育成についてお答え申し上げます。

地域において、安心して暮らすために必要な医療提供体制の構築に当たりまして、地域医療人材を確保・育成していくことは非常に重要であると考えております。

まず看護職につきましては、昨年度から修学資金制度を創設し、県内定着に向けた取組を加速化しております。今後も同制度を広く周知するとともに、本日午前中の長屋議員の質疑でもございましたように、短時間勤務を希望する看護師の就業支援など、新たな取組も進めてまいります。

次に、医師につきましては、医学生修学資金制度をはじめとするこれまでの取組の結果、県内における医師

の総数としては増加を続けております。しかしながら、一部の地域や診療科におきましては、医師の偏在が課題となっており、修学資金制度の見直しも含め、様々な対策を組み合わせながら、医師偏在は是正対策を進めてまいります。

そして、薬剤師につきましては、近年特に病院薬剤師、こちらの不足が課題となっております。そこで、病院と連携した薬剤師向けの修学資金返還支援制度を新たに設け、病院薬剤師の確保に取り組んでまいります。続きまして、養介護施設における虐待防止に向けた取組について、お尋ねがございました。

県では、養介護施設の虐待防止に鋭意努めており、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者への虐待対応を主に担う市町村への支援体制の整備に加え、市町村や介護現場における人材育成を実施しております。

まず市町村への支援体制の整備といたしまして、令和元年度に県高齢者権利擁護センターを設置し、昨年度は六十二件の相談に対応してまいりました。また、対応が困難な案件につきましては、社会福祉士や弁護士等の専門家を派遣するなどの体制を整えております。今後は、さらなる体制強化に向け、市町村や専門家から虐待対応の課題や意見を聴取し、センターの支援体制や県と市町村の連携の在り方等を見直してまいります。

次に、人材育成といたしまして、市町村職員に対する虐待への対応力向上を図る研修、施設職員に対するアングーマネジメント研修や、虐待防止の対応訓練などを実施しております。施設虐待の多くは、職員の倫理観や権利擁護等の意識の欠如が要因となっていることから、今後は、施設職員向けの研修テーマに人権意識の向上を加えるなど、さらなる内容の充実に努めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 危機管理部長 海蔵敏晃君。

〔危機管理部長 海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君） 個別避難計画の策定促進に向けた市町村との連携についてお答えいたします。

個別避難計画の策定率は市町村間で差が大きく、その背景には様々な要因があると認識しております。

このため、本年度、個別避難計画を市町村防災アドバイザーチームの重点テーマに位置づけ、市町村を個別訪問し、策定が進まない要因の聞き取りを行いました。その結果、人手が足りず一人一人に対応できない、計画策定に必要な関係団体の協力を得られないといった声がありました。

こうした課題を踏まえ、今後は、人員不足の対応として福祉事業所などへ作成を委託する事例や、関係団体の協力を得る方法として福祉と防災部局が連携した説明会の開催事例など、市町村ごとの課題に応じた優良事例を紹介しつつ、必要な助言を行ってまいります。

さらに、市町村長を対象とする危機管理対応研修「トップフォーラム」において、自分の市町村の計画策定率を認識いただき、計画策定のさらなる促進を依頼してまいります。加えて、市町村が開催する関係団体向け研修に講師を派遣するなど、市町村と連携し、計画策定率向上に取り組んでまいります。

○副議長（高殿 尚君） 三十八番 伊藤正博君。

〔三十八番 伊藤正博君登壇〕

○三十八番（伊藤正博君） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは次に、教育行政について大きく二点お伺いをいたします。

まず、一点目として、異学年教育についてお伺いをいたします。

異学年教育の取組の推進に関わるこれまでの経緯と知事の関与について知事に、異学年教育に期待する効果と支援の必要性及び具体的な支援内容について、教育長にそれぞれお伺いをいたします。

異学年教育は、上級生が下級生に教えることで、自身が周囲に必要とされていることを実感する自己有用感の高まりや、学習意欲の向上につながるとされているもので、助け合いや思いやりの心が育まれる効果もあるとされており、江崎知事が掲げる目指すべき十の目標についても、異学年集団による教育活動は今後検討を進める施策として上げられているところであります。

九月三十日の岐阜新聞で、県は、小・中学生の上級生が下級生に勉強を教えることで双方の学習意欲が高まる異学年教育について、五教科での導入に前向きな市町村教育委員会を対象に、来年度から財政支援する方向で県教育委員会と協議に入るとともに、教員の負担を軽減するための非常勤講師の人件費や、先進校の視察、研修に、講師を招くための費用などを手当てするとの報道がありました。

この報道に先立ち、今年九月十二日に開催された知事と県教育委員会から成る総合教育会議において、異学年教育について議論が交わされ、会議に当たり、オンラインで各市町村をつなぐ形で、異学年教育に関する支援方針が示されたと同っております。

しかしながら、地方自治法上、教育委員会は首長から独立した執行機関として、自らの判断と責任において事務を執行することとされており、首長と教育委員会との事務分担の観点から、知事が教育政策に関与されることに疑問を感じるところであります。

また、県では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や、施策の根本となる方針である岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱を策定していますが、異学年教育という言葉は記載されておりません。

加えて、市町村教育委員会からの手挙げにより、モデル的に事業を実施していくことではありますが、

県内各地域が抱える個々の事情や課題がある中で、県教育委員会が、市町村立の小・中学校における異学年教育の実施を強いるとまでは言わないまでも、旗振りを行っていくことは、学校教育法に基づく県教育委員会と市町村教育委員会との権限や役割の問題も生じる可能性もあり、残念ながら強い違和感を覚えるとともに、本来平等であるべき義務教育に地域間格差が生じるのではないかと懸念を感じるところです。

そこで、まず知事にお伺いします。先般の県総合教育会議において、小・中学校の異学年の取組を推進することを県教育委員会に提案されましたが、改めてこれまでの経緯の説明と今後の知事の関与についてお聞かせください。

また、小・中学校における異学年教育に県教育委員会が期待する効果と、異学年での活動を拡張したいと考える小・中学校への支援の必要性及び現在想定されている具体的な支援内容について、教育長にお尋ねをいたします。

続いて、二点目として、教員の多忙化解消に向けた取組についてお伺いします。

教員の働き方改革が叫ばれて久しいですが、学校現場の状況は依然として厳しい状況が続いています。

昨年八月、文部科学大臣から中央教育審議会への諮問に対して、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策として、教員定数の改善も含めた答申がされ、これを受けて国においては、今年六月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法等の一部を改正する法律が国会で可決、成立されるなど、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善に向けた取組が進められているところです。

令和八年度文部科学省の概算要求においても、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた新たな定数改善計

画の作成のほか、学校における支援スタッフの配置支援、行政による学校問題解決のための支援体制の構築、校務DX等加速化事業などの教員の働き方改革に関連する要望事項が並んでおります。

県教育委員会では、平成二十九年度から教職員の働き方改革プランを策定し、教職員の勤務の適正化に向けて取組をされているところですが、学校現場の教員は、疲弊し切っているとの声も聞こえてきます。

県教育委員会の調査によると、岐阜県立学校の教職員の勤務の状況として、令和六年度の最繁忙月の五月の数値になりますけれども、一か月の時間外在校等時間は平均二十九時間五十二分、時間外在校等時間が月四十五時間を超える教職員が二二%、過労死ラインの目安となる月八十時間を超える教職員は六%という状況です。また、令和五年度公立学校教職員の人事行政状況調査によると、教職員の精神疾患による病気休職者及び一か月以上の病気休暇取得率の推移は、全国的に見ても右肩上がりです。本県もその例外ではなく、令和三年度は百六十一名、令和四年度は百七十三名、令和五年度は百九十六名と増加傾向にあり、全体の一・一七%を占めている状況です。

報道によると、県内の小学生の暴力行為が四年連続で増加となり、来年度、県教育委員会において暴力行為につながる子供の特性を見るアドバイザーの設置を検討しているとのことです。

ぎふっこまんなか社会を実現していく上でも、教育は欠かすことのできない要素であり、その中心を担うのは教員であることは言うまでもありません。学校の先生が生き生きと働いている姿を見て子供たちが育つことから、教員の多忙化解消をぜひとも進めていただきたいと思えます。

そこで、教育長にお伺いします。教員が本来の専門性を発揮できるよう、業務の精選と分担を進めるとともに、教職員を支える多様な専門職・支援スタッフなどの人材の全体的な確保に向けた体制整備など、職務環境

改善を図る必要があると考えますが、教員の多忙化解消に向けた、これまでの取組と今後の取組方針についてお聞かせください。

最後に、年末年始の交通事故抑止対策について、警察本部長にお伺いをいたします。

私は、令和四年十二月に飲酒運転根絶対策について、令和六年十月には交通事故抑止対策と飲酒運転根絶対策について質問をしておりますが、その趣旨はいずれも、交通死亡事故が一件でも少なくなつてほしいとの思いから質問をさせていただいたものです。今回もその思いから本部長にお伺いをします。

年間において、交通死亡事故の発生は、第四・四半期と言われる十月から十二月にかけて、第一・四半期と言われる一月から三月にかけて多いと認識しております。とりわけ、昨年（令和六年）の十月は五人、十一月は十人、十二月は十二人と、この三か月で二十七人も（令和六年）の貴い命が失われました。令和六年中に交通事故死亡者数は七十人でしたので、全体の約三八%がこの時期に発生していることとなります。

年末に交通死亡事故が増加する要因としては、年末にかけて日没時間が早くなり、特に、薄暮時間帯の午後四時から午後六時までの間が、自動車通勤されている方の退社時間と、買物や散歩に出かけた歩行者の行動時間が薄暮時間帯に重なることなどで、自動車と歩行者の交通事故の発生リスクが高まっていることが上げられます。

明日の十二月十一日から十二月二十日までの十日間、「年末を 無事故で過ごし よい年始」をスローガンに年末の交通安全県民運動が実施されます。この運動の重点は、夕暮れどき以降の交通事故防止、高齢者の交通事故防止、飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶、自転車等利用時のヘルメットの着用と交通ルールの遵守の徹底とされています。

この運動の重点にありますように、年末年始は飲酒の機会が増えます。飲酒運転は飲酒をしていない場合に比べて、約四・二倍も死亡事故のリスクが高まるとのデータもあります。また、飲酒運転を行うドライバーは、当然事故を起こせば逮捕されると分かっているから運転していることから、必然的にひき逃げなどの重大事件につながる可能性が高くなります。

飲酒運転は度重なる法改正が行われており、そのたび厳罰化が飲酒運転根絶の機運として高まってはいますが、残念ながらいまだ一定数飲酒運転を行う者がいるのも事実です。県警察にはしっかりと広報啓発活動を行っていただき、また飲酒運転するような者については検挙していただきたいと思えます。

そこで、警察本部長にお尋ねします。年末年始を迎えるに当たり、帰省や旅行、師走で慌ただしくなる環境など、交通の流れに変化が生まれ、交通事故発生リスクが高まると予想されますが、悲惨な交通事故を発生させないためにも、交通事故抑止についてどのような対策を行っていくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(高殿 尚君) 知事 江崎禎英君。

(知事 江崎禎英君登壇)

○知事(江崎禎英君) 私には、異学年教育についてお尋ねをいただきました。特に、異学年教育の取組の推進に係るこれまでの経緯と、知事の関与についてお答えをいたします。

まず第一に申し上げなければならないのは、教育は国家百年の計であります。子供たちは社会の未来を担う

大切な存在です。しかし、その大切な子供たちを育む教育の現場は、大きな岐路に差しかかっております。

令和六年度の小・中学校における不登校児童・生徒数は、全国で実に三十五万人を超え、本県でも約六千人に迫り、いずれも過去最多となっております。その一方で、学校におけるいじめの問題は教育界における長年の課題であり、現在も憂慮すべき状況にあります。

また、子供の数が急速に減少する中で、クラスには多様な特性を有する子供や外国にルーツを持つ子供など、多様な子供たちがおり、従来のように同じ学年の子供は同じ能力を持つとの前提の下、一律一斉に受け身で行ってきた教育が限界にきていると考えられます。

これに伴いまして、先ほど御指摘がありましたように、教職員の負担も拡大する一方でございます。本県のみならず、我が国の教育改革は今や待ったなしの状況にあると考えております。実際、私自身、内閣府の審議官として教育改革に携わってまいりました。課題解決に向けた具体的な取組の必要性を痛感してまいりました。こうした状況を転換するための取組の一つが、異学年集団による学び合いです。

この取組は、議員も御指摘いただきましたけれども、互いを認め合い支え合うことで、自己有用感や自己肯定感、思いやりの心、コミュニケーション能力を育み、いわゆるソーシャルスキルの向上に資するものであり、いじめや不登校解消にもつながる可能性があるとの報告もございます。また、これは県の教育大綱に掲げます自己肯定感や他者を思いやる力、コミュニケーション能力を伸ばすという取組の方向性に合致したものであると考えます。

このため、県政の柱であります十の目標における今後検討を進める施策に位置づけ、県内外の先進的な実践校における効果や課題、県内学校関係者の関心度を把握するなど検討を重ねてまいりました。

こうした取組を踏まえまして、県及び市町村の教育委員会に提案するため、今年九月、知事と県教育委員会が、公開の場で教育政策を議論する総合教育会議を開催いたしました。これは、首長たる知事が主宰し、教育大綱や地域の実情に応じた教育を行うに当たり、重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行うための会議で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に位置づけられているものでございます。この場で、私から、この取組の意義や可能性について、これまでの検討状況を踏まえながら説明するとともに、希望する小・中学校への導入支援を提案し、意見交換を行ったところでございます。

議員御指摘のように、教育行政の執行は教育委員会が担う仕組みとなっており、教育委員会制度の根幹である政治的中立性や継続性、安定性の確保は極めて重要な原則でございます。

また、市町村立小・中学校の教育活動は、市町村教育委員会や学校が育てたい子供たちの姿や感じている課題など、それぞれの実情に応じて自ら考え、決定し、実行していくものであることは十分承知しております。だからこそ、総合教育会議のような仕組みを設け、公開の場で教育をめぐる重要なテーマについて、意見交換を行うこととされているものでございます。

現在、県教育委員会では、総合教育会議における議論を踏まえ、試行的に異学年集団による学び合いを実践する一部の市町村教育委員会への支援を検討していると聞いております。

今後、教育の政治的中立性に十分留意した上で、異学年集団による学び合いが子供たちにとどのように影響し、力を伸ばしていくのかを注視し、この取組が教育に関する全国共通の課題解決に有効となれば、教育委員会と共に国に提唱することも検討してまいりたいと思っております。

○副議長（高殿 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） まず初めに、異学年教育についてお答えをします。

これまで遊びや生活の場で実施していた異学年による活動を教科学習に取り入れることで、協調性などの非認知能力の伸長が期待できるとともに、学力にもよい影響があるのではないかと考えております。

県内の小・中学校を対象に行った調査では、四百八十一校中二百九校、四割を超える学校が、異学年集団による活動を拡充する場合、学習場面において実施する考えがあると回答をしております。こうした意見から、学年集団による学び合いに試行的に取り組む市町村教育委員会を支援することで、この取組の効果を検証し、成果が認められれば、実践的なモデルとしたいと考えております。

一方、学校現場では、異学年集団による学び合いの導入により、教員の業務が増加することなどが予想されます。そのため、具体的な支援としては、業務負担を軽減するための人件費などが想定されますが、小・中学校の教育内容の方針を決定する市町村教育委員会のニーズに応えられるよう、県教育委員会としては支援の内容を検討してまいります。

次に、教員の多忙化解消に向けた取組についてお答えをします。

平成二十九年以降、小・中学校におけるスクール・サポート・スタッフや県立学校業務アシスタントなど、外部人材の配置による教員の負担軽減を図るとともに、自動採点ソフトの導入や高校入試のウェブ出願など、業務の効率化に資する取組を推進してまいりました。

時間外在校等時間の主な原因の一つである部活動は、中学校では地域展開が進み、教職員の指導時間の縮減に寄与しているところですが、県立高校では、今年十月の時間外在校等時間が八十時間を超える教員がまだ

に二百六十人ほどいる状況です。また、給特法改正に伴い、文部科学省は、時間外在校等時間を月平均三十時間に程度に削減することを目標としており、多忙化の解消にはさらなる努力が必要です。

このため、来年度、小・中学校においては、スクール・サポート・スタッフの全校配置と現在六市町村に配置している副校長・教頭マネジメント支援員の増員を目指します。加えて、高校における部活動の改革、さらに部活動指導員の配置などにより、教員の多忙化解消に向けてより一層努めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） 年未年始の交通事故抑止対策について、お答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、例年第四・四半期は他の四半期と比較しまして、交通死亡事故が多発する傾向にあります。

その要因を分析いたしますと、やはり第四・四半期は薄暮時間帯が早くなり、その時間帯というのは視認性が低下するため、自動車や自転車、歩行者の存在、また、その距離や速度が分かりにくくお互いの発見が遅れますことや、下校時間、退社時間、あるいは買物などの交通流が重なることで、その危険性が高まること上げられるところでございます。

このため、運転者、ドライバーに対しましては、「四時だよ！全員点灯！」とのキャッチフレーズをもって、早めのライト点灯、ハイビームの活用及び生活道路における安全な速度での走行を促す、また歩行者に対しましては、反射材用品等の着用促進に関する広報啓発活動を強力に推進しているところでございます。

県警察といたしましては、議員からもございました、ちょうど明日から実施をされます年末の交通安全県民

運動の重点を踏まえ、年末を無事故で過ごし、よい年始を迎えていただけるよう、悪質な飲酒運転等を厳正に取り締まりますとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等と連携して、交通安全意識の高揚と飲酒運転根絶機運の醸成を図ってまいります。

+++++

○副議長（高殿 尚君） しばらく休憩いたします。

午後二時五十五分休憩

+++++

午後三時十分再開

○副議長（高殿 尚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（高殿 尚君） お諮りいたします。本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思っております。これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。十五番 森 益基君。

〔十五番 森 益基君登壇〕（拍手）

○十五番（森 益基君） 時刻は三時十分でございます。「四時だよ！全員点灯！」。慎重に質問を進めてまいります。

改めまして、十五番 森 益基です。

議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、主に農政に関わる項目、三点を一括でお伺いしてまいります。よろしくお願いいたします。

その前に、さきの九月議会において、私の知事に対する、所有者や境界が不明な山林を取得・整理して集約できる制度の確立のための施策についての質問に関し、江崎知事は、十一月二十六日に開催された全国知事会において、森林資源開発の課題について発言をなされ、鈴木農林水産大臣から、法改正を行い所有者不明の森林に関し、地籍調査の見直し、共有林の間伐手続に関する対策などの措置を講じた。来年四月の施行に向け、岐阜県の皆様とも意見交換をしたいと応じられたとの新聞報道を目にしました。あわせて知事は、食料安定供給に関する議題で、新たに就農したい人は多いが初期投資などが大変で、この負担軽減策を講じており、さら

に農業の魅力を拡大したいと述べられたとありました。知事の素早い対応に感謝申し上げますとともに、農林業振興に欠かせない関係の県予算算の確保を強くお願い申し上げます。質問に移らせていただきます。

一点目の質問は、県立農業系高等学校の実習施設などの老朽化の現状と今後の対策について、教育長にお尋ねいたします。

本年十月二十二日、山梨県南アルプス市で開催された全国の農林水産業系高校および農林大学校を応援する都道府県議会議員連盟設立総会に、水野正敏前議長、加藤大博議員と私の三人で出席をさせていただきました。本同盟会は、一昨年、水野前議長が全国議長会の席上で、山梨県議会議員の藤本好彦議員より打診されていた案件で、藤本議員が全国の議会を回られ、賛同を得て今回の設立に至ったものであります。

その概要を御報告申し上げます。岐阜県立の農業系高校の実習施設などに関わる老朽化の現状と、今後の対策についてお尋ねしたいと思います。

本件の背景には、二〇〇五年度、平成十七年度、三位一体改革に伴って、農業教育における施設・整備に関する国からの直接助成が廃止されたことに端を発します。そもそも三位一体改革とは、国庫補助負担金の削減・一般財源化、国から地方への税源移譲、地方交付税の改革を一体として進め、地方の自立性と効率性を目的とした改革で、「地方にできることは地方に」の理念に基づくものでした。これにより、特に学校の実習施設、畜舎あるいは温室ハウスなどの整備や農場の維持管理などに対する国からの直接助成が廃止され、地方自治体に委ねられることになりました。

今回発足した全国の農林水産業系高校および農林大学を応援する都道府県議会議員連盟は、全国四十都道府県の議員百二名で構成され、その活動指針として、一つ、実習施設や農業機械の整備・更新を進め、実践的な

学習環境を整備する。二つ、循環型農業、スマート農業などを学べる教育環境の整備。三つ、生徒の進学や就職に向けた情報提供や支援体制の強化を掲げました。会長には、山梨県議会議員藤本好彦議員を選出、今後はさきに述べた活動指針に沿って具体的な取組が始まってまいります。

さて、皆さんは、岐阜県内の県立高校の中で農業系高校は幾つあるか御存じでしょうか。海なし県ですから水産系はありません。

県立農業系高校を順不同にて御紹介いたしますと、今年一月に、第八回和牛甲子園取組評価部門にて最優秀の連覇を果たした加茂農林高等学校、次いで大垣養老高等学校、郡上高等学校、恵那農業高等学校、飛騨高山高等学校、そしてこの秋、第十六回全日本ホルスタイン共進会北海道大会に出場を果たした岐阜農林高等学校以上、農業が学べる高校六校であります。

どの農高も大変熱心にそれぞれの取組を進めてみえますが、過日、北海道で開催された全日本ホルスタイン共進会に、私の地元、中津川市高山の畜産農家さんが出品されたウッドファーム・ラストラス・フオント号、これは牛の名前なんです、この牛を、今ほど紹介させていただいた岐阜農林高等学校動物科学科の生徒さんたちに、昼夜をたがわずその牛の世話をしていたと大変感激し、現地に応援に駆けつけた私どもに心から感謝の意を表するとともに、話をしてくれました。

本大会に出場した岐阜県代表のホルスタインは、前述の牛を含め四頭でありましたが、二年後には北海道十勝の地で全国和牛能力共進会が開催されることとなっております。和牛の飼育をされているどの高等学校においても、岐阜県代表の栄冠を勝ち取り、全国に飛騨牛の名をとどろかせていただくよう頑張つてほしいと願うものであります。

また、東濃圏域の恵那農業高等学校では、シクラメンや各種ジャム、みそなど、地元の皆さんに大変好評いただいている生産物があり、農高祭などのイベントではあつという間に売り切れる状況です。つい先日にも県庁内でシクラメンの即売会が行われていました。

こうした生徒さんたちの生き生きとした活動は、農業の実習をする農場や施設が整い、関連する農業機器・機材もきちんと整えられていることが必要不可欠だと思います。さらに申し上げるならば、今後はAIを駆使した学習環境も整えられていくものと考えます。

そこで、教育長に、県立農業系高等学校の実習施設等の老朽化の現状と、今後の対策についてお伺いをいたします。

次に、県産農畜水産物の販路拡大に関する取組について、農政部長にお尋ねをいたします。

前年度、令和六年度の県産農畜水産物の販売・消費の拡大のための取組として、一、県産農畜水産物の輸出拡大、二、大都市圏における県産農畜水産物の販路拡大、三、地産地消の推進などを掲げ、実施されてきたものと承知をいたしております。

振り返って検証してみれば、輸出拡大については、飛騨牛海外推奨店や岐阜鮎海外推奨店の拡大、さらにはこうした海外拠点と連携した現地プロモーションなどを実施し、飛騨牛、アユ、柿をはじめとする岐阜県のブランド力の向上につながる品目を中心に地域別の輸出戦略を進めてこられました。

例えば台湾向けでは、同国最大の食品見本市に出展し、富山県と連携し、飛騨牛の握りずしを提供して魅力を発信、フランスでは、現地有名レストランにシェフや流通業者を招き、飛騨牛、アユ、柿など十種類の県産食材を紹介、オーストラリアでは、現地で影響力のあるシェフと連携し、飛騨牛フェアの開催や岐阜鮎、岐阜

いちごなどについて、現地シェフにオリジナルメニューを提供するなどのPR活動を実施してまいりました。こうした取組により、岐阜県の認知度が高まってきているとは思いますが、今後は国内人口が減少する将来を見据え、岐阜県で生産されている様々な品目について、輸出に意欲的な事業者への支援を強化し、海外での販路拡大に取り組むことが重要になってくるのではないのでしょうか。

そのほか、アメリカ、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシアなど、世界中で日本食材の関心が高まる中、現地拠点との連携をさらに強固にして、県内産農畜水産物の魅力を発信する施策も必要と思われます。また、大都市圏への販路拡大にあつては、特に、大阪・関西万博に向けた関西圏での食材提案会や、百貨店、量販店における販売フェアなどを随時開催してきたと聞き及んでいます。これにより飛騨牛やアユ、県産のトマト、ホウレンソウ、エダマメ、菌床シイタケなど、認知度が上がったものと推測をいたします。

引き続き首都圏、関西圏はもとより、中部圏域への情報発信や関係イベントなどへの開催に向けた取組、仕掛けが必要ではないかと考えます。

加えて、東京における情報発信と県産品を紹介する拠点について、他県が展開しているような県営のアンテナショップが必要不可欠であり、その拠点づくりが喫緊の課題だと考えます。

私の地元の和菓子栗きんとんは、これまで東京駅の駅ナカのスペースで販売すると、開店と同時に完売という極めて人気ぶりであると聞き及んでいます。東京駅に限らずJR各社と交渉し、季節ごとに県の名産品を各駅ナカで紹介・販促する対策を検討されるのもよいのではないのでしょうか。

県内の学校給食などにおける県産農畜水産物の消費拡大について、地消地産の観点からも、県内産の米、野菜、牛乳はもとより、牛肉、豚肉、鶏肉、さらに小麦粉、大豆など、安価な他県産ではなく、あくまで岐阜県

産の農畜水産物の購入を推進するため、購入費の補助制度も必要かと思えます。

さらに地産地消の県民運動を盛り上げ、ぎふ応援団の登録者を増やす取組を強力に推し進めていただきたいと願うものであります。

これまでるる提言を申し上げてまいりましたが、インバウンドの増加、少子化のさらなる進行など、国内外の状況が大きく変わる中、県産農畜水産物の販路拡大は極めて重要な課題であると言えます。

現在、県においては、今後五年間、重点的に取り組む施策等を示す新たな農政の基本計画を策定していると伺っておりますが、どこに重点を置き県産農畜水産物の販路拡大に取り組んでいけるのか、農政部長にお考えをお尋ねいたします。

冒頭に触れたとおり、農業や畜産業、さらに林業といった第一次産業が元気であれば岐阜県の活力が生まれません。関係事業の推進・振興のために、予算確保はもとより、様々な施策の検討を強くお願い申し上げます。

引き続き、野生イノシシのジビエ利用の促進について、農政部長にお伺いをいたします。

十一月二十九日、夕刻の冷え込みが身にしみる中、私の地元、中津川市の神坂で開催された岐阜県政策オリピック銀賞受賞「楽しい防災キャンプ」を視察、参加してまいりました。

概要を簡単に御紹介すると、室内テントや段ボールベッド、寝袋などの防災備品を用いた避難所開設訓練を行い、実際に仮避難所となった体育館に宿泊。避難所での食事は参加者が山でまきを集め、防災農園で野菜を収穫し、駆除した鹿肉を使ってジビエカレーなどを作る炊き出し訓練もありました。まさに中山間地域のフィールドを活用した体験型防災訓練でありました。

ポイントとしては、一つ、地域内の遊休農地を防災農園としてまちづくり協議会で耕作し、緊急時の食料としたこと。二つ、間伐材や林地残材、支障木の伐採材などを使ったまきを作り、ストックして災害時の燃料材としたこと。三つ、地元猟友会の協力により、地区内で駆除した鹿の肉をジビエとして活用したこと。ちなみに、今回はカレーライスの具材として使われたほか、ジャッキーとしても賞味をさせていただきました。

畜産振興の傍らで野生鳥獣の肉を今以上に安全でおいしく開発し、ジビエの販路を拡充させ、収入を増やすことができれば、猟友会の活動がより活発になり、鳥獣害対策にもつながるものと考えます。

そうした観点から、今回は野生イノシシのジビエ利用促進に特化して、お伺いをいたします。

岐阜県におけるジビエ利用の状況は、鹿については、平成二十九年令十五トンから、前年度令和六年度は三十トンと利用量が倍増してきたと承知していますが、イノシシについては、平成二十九年令約五トンが利用されたものの、平成三十年豚熱発生以降、現在までほとんどその利用がない状況と言わざるを得ません。

一方、国全体の数値を見ると、鹿は、平成二十九年度の八百四十四トンから、前年度は千二百一十トンと約一・五倍に増加、イノシシについても、平成二十九年度三百二十四トンから前年度は四百八十五トンと、こちらも約一・五倍になったと発表されています。

鹿肉のジビエ利用は、本県も全国も同様に増加しているものの、イノシシ肉については利用数量に大きな乖離があります。

野生イノシシの豚熱対策において、経口ワクチン散布や捕獲を推進してきた本県では、岐阜県版野生いのししジビエ利用マニュアルを作成し、ジビエ利用を避けるエリアの基準を岐阜県独自に定め、ジビエ肉として利用できない捕獲個体は焼却や埋却で処分するなど、徹底した感染拡大防止に努めてきた経緯があります。

こうした取組の結果、感染拡大防止策は功をなし、野生イノシシの豚熱陽性率は、ピークであった令和元年の四二％から、昨年十一月から本年十月までの期間では約二％と大幅に減少しており、令和元年九月以降、県内養豚場での豚熱の発生は確認をされていないと報告されています。

現在、野生イノシシの豚熱感染は、イノシシが生息していないと言われる北海道をはじめ、千葉、熊本、大分、沖縄県の五道県を除く四十二都府県で確認されていて、今後も引き続き感染防止策を講じていく必要はあるものの、地域資源としてジビエを活用することは、本県岐阜県の魅力向上につながるものと思います。

野生イノシシの豚熱陽性率の低下や、農場を守る取組が進展してきたことなどを踏まえ、ジビエ利用促進に向けて、さきに述べたジビエ利用を避けるエリアの見直しを図り、ジビエの販路拡大に向けた取組などを検討する時期が来たものと考えます。

そこで、野生イノシシのジビエ利用促進について、今後どのように取り組まれていかれるのか農政部長の考えをお伺いいたします。

日一日と寒さが厳しくなりますが、元気もりもりで年末年始も頑張ってくださいませ。以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(高殿 尚君) 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長(堀 貴雄君) 県立農業高校の実習施設等の老朽化の現状と、今後の対策についてお答えをいたします。

農業高校の実習施設・設備は、牛舎や温室など耐用年数の長いものや、デジタル機器のように更新サイクルが短いものなど様々です。

県教育委員会では、工業、商業など産業教育全般の施設等について、基本的な学習に必要なものから最新技術を学ぶことができるものまで、計画的に整備、更新等を進めております。例えば、令和三年度には国費約十七億円を活用し、最新の産業教育装置を整備いたしました。農業高校には、このうち約七億円をかけて搾乳量をデジタル管理できる装置や、米の品質を識別できる色彩選別装置など、スマート農業に対応した実習装置を導入したところです。

今後も、これまでの農業高校の輝かしい成果を継承しつつ、新しい技術の習得に資する施設・設備の充実を図ってまいります。

しかし、一方で、広大な農場や演習林の維持、生徒数の減少、さらに農業高校を卒業後に関連分野へ進学・就職する生徒が約四割にとどまることなども考慮し、地域産業を支える岐阜県の産業教育全体の在り方を総合的に検討する必要があると考えております。

○副議長（高殿 尚君） 農政部長 堀 智考君。

〔農政部長 堀 智考君登壇〕

○農政部長（堀 智考君） 私には、二項目の御質問をいただきました。

初めに、県産農畜水産物の販路拡大に関する取組についてお答えいたします。

まず国内での販路拡大については、身近な大消費地であります名古屋圏をターゲットに、輸送コストのメリットや新鮮なまま食材を提供できる魅力を生かして、生産者と飲食店とのマッチング支援を強化するとともに、

アンテナショップ・ギフトプレミアムに加え、百貨店や量販店などの販売拠点を拡大してまいります。さらに、生産者によるインターネット販売など、SNSを活用した販路開拓の支援を強化してまいります。

海外に向けましては、飛騨牛など本県を代表する品目に加え、加工品を含む様々な食材の輸出拡大を図るため、生産者の相談から流通ルートの構築や販路開拓まで伴走支援する地域商社を育成し、ターゲット国を拡大してまいります。

また、観光や食材の魅力を県内からリアルタイムで配信し、販売までを行うライブコマースや、滞在中に感動していただいた食材を帰国後も購入できる仕組みづくりに取り組み、インバウンドと輸出拡大の好循環につなげてまいります。

続きまして、野生イノシシのジビエ利用の促進についてお答えいたします。

本県では、野生イノシシの豚熱発生以降ジビエ利用を制限してりましたが、令和四年八月から、豚熱陽性個体確認地点を中心に、半径十キロメートルかつ百八十日以内の区域である豚熱陽性高率エリア以外におきまして、捕獲した野生イノシシのジビエ利用を再開したところです。

今後は、昨今の豚熱陽性率の低下や養豚場における防疫対策の強化、狩猟者やジビエ事業者による衛生対策の徹底などを踏まえ、基準の見直しを行ってまいります。

具体的には、今年四月に国から示された指標に基づき、来年度からは、家畜保健衛生所管内ごとに、直近一年間の豚熱陽性率が二〇%以下であれば、ジビエ利用を可能とする基準に見直してまいります。

さらに、豚熱蔓延防止に対応した解体処理施設の新設や増改築、加工機器の導入などを支援するとともに、捕獲した個体をより多く解体処理施設に搬入してもらえよう、狩猟者に対する新たなインセンティブを検討

するほか、ぎふジビエ登録店舗を中心に販路を拡大するなど、野生イノシシのジビエ利用を促進してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 六番 和田直也君。

〔六番 和田直也君登壇〕（拍手）

○六番（和田直也君） こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

三分割、四項目について質問します。初登壇となります。どうかよろしくお願いいたします。

初めに、一項目めです。

名古屋港へのアクセス向上を生かした産業クラスター、企業誘致についてお尋ねをいたします。

県議会では初めての質問となりますので、まずは私が、この岐阜県政に関心を抱くようになった原点から少し触れて、以下質問につなげたいと思います。

時は一九九七年になりますが、県立岐阜商業在学中に御縁をいただいた米国カリフォルニア州シリコンバレーにありますがサラトガ高校というところですが、ここで一年間お世話になった経験に遡ります。当時に世界のIT拠点でありましたこの地域には、多様な人材と企業が集い、活気に満ちておりました。

そんなシリコンバレーに岐阜県が事務所を構えていた時代があります。本議場にも、梶原県政下の取組を記憶されている諸先輩がいらつしやることと思います。

なぜこのふるさと岐阜県がシリコンバレーに事務所を構えていたのか、この強烈な印象が私が県政に関心を抱く原点となりました。

当時梶原知事は「夢おこし県政」を掲げ、シリコンバレーをはじめ海外に拠点を設置し、世界と直結する岐阜県を目指して多分野での連携を積極的に進めておりました。特に、岐阜・中濃・西濃・東濃地域に提示をされましたスイートバレー構想では、いずれ手帳も、財布もカメラも、全て携帯電話という小さな端末に集約をされていくという先見性を示し、ソフトピアジャパンの整備、さらには情報社会は映像の時代としてIAMA Sを開学するなど、華やかにIT立県を標榜しておりました。

当時、これら先行整備された拠点は箱物行政と批判される側面もあり、後に梶原知事の私設秘書として政治の現場に身を置いた際にも、その評価の功罪を感じ取っておりました。しかし、高校生だった私にとっては、異国の地で学びながらふるさと岐阜の挑戦を知り、まさにわくわくと心揺さぶられた原体験でもあり、政治への関心を深めるきっかけともなりました。

陸の孤島と言われた岐阜県に東海北陸道や東海環状自動車道といった交通の串を通し、名古屋大都市圏と連動した地域経済圏・スイートバレーを形成する、そんな壮大な夢に心躍らされたことを今も鮮明に覚えております。

さて、その延長線上にあります東海環状自動車道西回りルートの全線開通が、いよいよ視野に入ってまいりました。

江崎知事は、かねてより、西回りが全通すれば岐阜は港を手に入れることになる、こういうふうに表示されておられますが、実は梶原知事も同様の視点を示しておりました。その真意は、岐阜県の物流の大半が名古屋港帰着であるという極めて現実的な認識に基づくものです。

名古屋港利用促進協議会による令和六年度港湾振興基礎調査報告書を見ておりましても、岐阜・中濃・西

濃・東濃地域は、いずれも九〇%以上が名古屋港からの物流、飛驒地域でも七五%を占めております。内陸県である本県は、日常生活から港を意識する機会が少ないものの、海洋国家である我が国において、地域経済の強さは、どの港とつながっているかに大きく左右される現実を如実に示す数値であります。

東回りルート沿線では、既に多くの企業が進出しております。雇用も創出をされ、梶原県政の産業クラスター計画は時を経て確かな成果を結びつつあります。これに続く西回りが全通すれば、かつて描かれたこのスイートバレー構想というのが完結に向けて大きく動き出す局面に入ります。すなわち、名古屋港を意識した物流拠点形成、言い換えれば岐阜の入り強化する政策を県として戦略的に示す時期に来ていると考えます。

さらに、十一月十一日に高市内閣において閣議決定された地域未来戦略本部では、産業クラスターの形成が明記をされました。国も同じ方向性を示しました。まさに、これまで本県が先んじて掲げてきた理念と軌を一にするものであり、江崎県政の本格予算編成を迎えるに当たり、将来の税収構造をも見据えた大きな構想を示す絶好のタイミングであると考えます。東海環状自動車道という資産と、名古屋港へのアクセス向上という地の利を最大限に生かした岐阜県の入りを図る政策を、今後、国が政策パッケージとして打ち出す産業クラスターとどう結びつけ、県としてどのような方向性を描いていくのが重要と考えます。

また、名古屋港管理組合は、愛知県と名古屋市が折半し、議員も両者から選出をされております。本県の名古屋港への依存度の高さを踏まえれば、岐阜県として将来、港の運営・管理に一定の関与を図るアプローチがあってもよいのではないかと考えます。

あわせて、岐阜インター周辺のまちづくりについて申し上げれば、当該地域は、岐阜市により岐阜薬科大学新キャンパス整備が進められ、ライフサイエンス拠点形成という将来像が語られております。

一方で、これに伴う農振地域に関する都市計画の策定には、想定以上の時間を要している状況にあります。この過程において、むしろ地元地域の皆様が行政を動かす原動力となり、独自にまちづくり構想を策定するなど、主体的な取組が先行している点は特筆すべき動きと受け止めております。

こうした中、県では、LRT構想における発着点として岐阜インター周辺を位置づけており、先日は地元地域より、早期実現を求める要望書が手渡されたとの報道がありました。

これら一連の動きを拝見する中で、当該地域の将来像を牽引している主体が、まさに地元の住民の皆様であるという印象を強くしております。だからこそ、当該地域のイニシアチブを最大限に生かしつつ、これを支える市行政、県行政の連携、さらには先ほど申し上げた産業クラスター形成の構想についても、早期に骨格を示していく必要性が高まっていると考えます。

以上を踏まえ、知事にお尋ねをします。東海環状自動車道西回りの全通を見据え、名古屋港へのアクセス向上という地の利を最大限に生かした企業誘致など、入りを図る政策を提起する好機と考えますが、県としてどのような方向性を描いていくのか、お尋ねいたします。

以上で一回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、東海環状自動車道全通を見据え、名古屋港へのアクセス向上という地の利を生かした企業誘致の方向性について、お尋ねをいただきました。

ちなみに、東海環状自動車道が繋がったときに手に入れるのは、港ではなく海だと言っておりますので、

よろしく願います。

岐阜県は日本の中央に位置し、東西南北を結ぶ優れた交通網に加え、西濃地域の豊富な水、東濃地域の強固な地盤、津波被害のリスクが低い安全な地勢など、企業立地に関して大きな強みを有しております。また、名古屋港を含む中部エリアへのアクセスのよさも本県の強みの一つであることから、これらが好調な企業立地につながっているものと認識しております。

さらに今後、東海環状自動車道が全線開通することにより、三重県と初めて高速道路で直接つながり、四日市港をはじめとして伊勢湾へのアクセスが飛躍的に向上します。三重県方面への人・モノの輸送にかかる時間が短縮されることで、物流、観光、防災など様々な効果が期待できます。

物流面では、コストと時間が削減され、例えば伊勢湾で水揚げされた魚介類を、その日のうちに海なし県の岐阜県で手に入れることができるようになります。また、観光面では、大型クルーズ船からの誘客を踏まえた新たな広域観光ルートの形成も想定されます。さらに防災面では、今後発生が危惧される南海トラフ地震においても緊急輸送道路としての役割や、県を超えた広域支援、被災者の受入れにおいても効果が期待されます。

これらに加え、三重県沿岸部に立地する工場のリスク分散として、県内の西回り沿線に工場が再配置されることが想定され、四日市の工業地帯と一体となった新たな経済圏の形成も期待されます。

今年度、東海環状自動車道西回り沿線市町においては、県内の半導体メーカーや首都圏の食品企業の操業が開始したところでございます。現在も全線開通を見据えて、県外の食品企業やものづくり企業から多くの関心が寄せられております。

今後は、事業者に対し、農地転用への配慮や工場の緑地面積率の緩和といった特例が受けられる地域未来投

資促進法などの活用を視野に、操業に至るまで切れ目のない支援を行ってまいります。また、この地域の強みである豊富な水や湾岸地域への利便性を生かして、意欲ある市町村と共に食料品製造業や半導体、データセンターなど産業集積に取り組んでまいります。

○副議長（高殿 尚君） 六番 和田直也君。

〔六番 和田直也君登壇〕

○六番（和田直也君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、続いて二項目めです。

県の重点施策の実現と財政の見える化の方策について、続けて知事にお尋ねをいたします。

先日、県財政の現状について説明を受ける機会があり、将来負担比率をはじめ、本県財政の厳しい実態を改めて認識したところであります。

その上で、令和八年度は、江崎県政にとって本格予算編成の初年度となり、知事が掲げられた十の目標をいよいよ具現化していく重要な年度であります。だからこそ私は、重点政策と財政の関係を県民に明確に示す見える化が不可欠ではないかと考えております。

私は、岐阜市議会において市議五期十八年、市政に携わってまいりました。その間、一貫して指針としてきた言葉があります。それは、故細江茂光前岐阜市長がしばしば議場で述べられていました「経済のない行政は寝言」という言葉であります。

政策には、常に財政的裏づけがなければ単なる絵空事にすぎないという、三井物産、民間出身の前市長らしい実務的な戒めの言葉であり、私も常に胸に刻んで予算・決算審査に臨んでまいりました。

その観点から見たとき、今日の県財政を踏まえつつ、例えばLRTをはじめとする江崎県政の重点政策を實現するには、知事が語られるように、十年後の開通に向けてどのような財源確保の見通しを持ち、どの段階でどの程度の財政投入を想定しているのかを、県民に対して分かりやすく示していく必要があります。これは、知事がおっしゃる安心とワクワクのうち、安心を担保することにもつながります。

岐阜市では、社会情勢の変化による不確実性を踏まえつつ、中期財政計画を策定し、そして公表、毎年度の重点政策を明示する手法を取っております。こうした取組は、市民に対して財政と政策の関係性を見える化し、理解と納得を高める上で一定の効果을上げておられると考えております。

また、過去の議事録をひもときましたところ、平成二十年第一回定例会において、故玉田和浩議員が、今後の財政運営における資金の確保・捻出をどう図るのかという質問を本議場でされており、当時も悪化する県財政を踏まえた議論が行われていたことを確認しました。つまり、県財政の厳しさは一貫した課題であり、だからこそ、将来見通しと重点政策を結びつける県民の皆様への説明責任はより重要になっていると考えます。

そこで、知事にお尋ねをいたします。厳しい財政状況を共有するだけでは、県民に不安を与えられるだけであります。大切なのは、その現実を踏まえた上で、一、どう財源を確保し、どう重点政策を實現していくのか、二、その道筋をどこまで県民に可視化できるかを明確に示すことであります。知事が掲げる十の目標の實現に向けて、財政と政策を一体的に見える化し、県民に安心を届ける手法をどのように講じようとしているのか、知事の所見を伺います。

続きまして、三項目めです。

関係人口の創出に向けた取組についてお尋ねをいたします。

本年八月、我が母校、県岐商硬式野球部が甲子園で大活躍を遂げてくれました。特に、特定の選手だけでなく、優れたチームプレーを武器に唯一の公立校という文脈も相まって、岐阜県内のみならず全国から大きな応援をいただいたことは記憶に新しいところです。知事におかれましても現地でアルプス応援、お疲れさまでした。

母校ゆえに、彼らの躍進を支えた下支えについても触れておきますと、岐阜県大会の優勝直後から、まず遠征二試合分ぐらいの寄附金一千万円規模を一週間程度で集めるといふ緊急会議が開かれます。しかし、今夏はそれを超える快進撃により、物価高騰の中での追加の資金需要が生まれ、クラウドファンディングを急遽立ち上げましたところ、僅か三日で一千万円を突破、特に県外からの寄附が多かった点は強調すべきであり、これはまさに近年語られる関係人口の三段階、すなわち関心人口、交流人口、行動人口の典型例であると強く感じるところであります。

さらに、先日開われました企画経済委員会では、FC岐阜の会長、社長から社会貢献を通じたファン人口拡大の取組を伺いました。特に注目すべきは、アウエー戦に千人規模のサポーターが安定して遠征しており、逆にアウエー側から岐阜に訪れるサポーターも毎試合一定数存在しているということであります。こうしたスポーツ観戦を目的とした移動が、関係人口創出の新たな入り口になるということを強く実感したところです。

また、飛騨市では、飛騨市ファンクラブの取組がNHKをはじめメディアでも取り上げられ、全国的に注目を集めております。人口が間もなく二十万人を割り込むとされる一方で、ファンクラブ会員は二十万人を超えようとしております。私もメンバーの一人です。定住人口を上回る関係人口基盤を持つ自治体へと発展しつつあります。加えて、地域通貨さるぼぼコインを活用した施策は、地域に関わる行動人口への誘導策として先進的で

あり、県域全体での展開を考える上でも多くのヒントを与えてくれると思います。

このように関係人口の創出は、岐阜県のファン、応援団を国内外に広げること、人口減少時代における地域経済の持続性を高め、ひいては都市間・地域間競争に勝ち抜く上で欠かすことのできないテーマであります。岐阜県としても入りを増やす、入りを図る新しい政策領域として本格的に挑戦していく価値があると考えております。

そこで、知事にお尋ねをいたします。関係人口の創出に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、知事の基本的な考え方を伺いまして、三項目め、二回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、二点の御質問をいただきました。

県の重点政策の実現と財政の見える化の方向について、まずお答えをさせていただきます。

現在、若者や女性の流出による人口減少の深刻化に加え、長引く物価高、さらには災害の激甚化、頻発化など、将来への不安や閉塞感が広がっております。

行政の役割というのは、十年後、二十年後、さらには五十年後、百年後といった将来の姿を見据え、今何ができるかだけではなく、何をしておくべきかについて考え、手を打つことが重要であり、それを前提に具体的な手段や財源の確保といった問題について、検討を行っていくべきと考えております。

私自身、知事就任前の四年間、県内各地に赴き、県民の皆様への思いや御意見を直接伺ってまいりましたが、その集大成が県政の柱として掲げております目指すべき十の目標であります。この目標は、文字どおり岐阜県

として、その実現に向けて目指すべき社会目標であり、安心とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県をつくるための指針であると考えております。ただし、この目標を達成するための具体策を検討・実施するには資金が必要になります。

ただし、その財源は必ずしも県の予算に限るものではなく、国費の活用や民間資金の導入など、知恵と工夫によつて様々な資金を活用することが重要だと考えております。ただ、いずれにせよ、県財政が厳しい状況にあることには変わりはありません。そのため、様々な施策を企画・立案するに当たっては、県民の皆様にも置かれている状況とともに、県が何を目指して県政を運営しているのかについて正しく理解していただくことが不可欠です。

このため、私が知事に就任して以降、できるだけ多くの県民の皆様にも、県の取組などについて御理解いただけるよう、自身の言葉でできるだけ丁寧に伝える努力をしてまいりました。

例えば、従来月に二回程度だった定例記者会見を毎週行うとともに、本会議開催日には毎日会見を行うなど、積極的に県の考え方や政策を発信してまいりました。また、県財政については、当初予算において、県債の償還、延長に伴う影響を分かりやすくグラフにしてお示したほか、六月補正予算では活用可能基金の残高をお示しするなど、様々な機会を通じて県民の皆様にも正確に御理解いただけるよう説明してまいりました。

今後も、県の政策の考え方や目指す成果とともに、政策の実施に伴う財政状況などについて、県民の皆様にも御理解いただけるよう分かりやすく説明してまいります。

次に、関係人口の創出に向けた取組についてお答えをいたします。

近年、人口減少はますます厳しさを増しており、本県においても、二〇五〇年には約百三十七万人と大幅な

減少が見込まれております。今後、地域内人口のみでは地域経済が縮小し、コミュニティの維持や公共交通の確保などが困難になることも想定されます。

こうした中、人やモノが集まる岐阜県を実現するべく、本県との積極的な関わりを持ち、地域を支える人材となり得る関係人口の創出・拡大は、議員御指摘のとおり大変重要だと考えております。

幸いにも本県は日本の真ん中に位置し、世界遺産白川郷や飛騨高山の古い町並み、下呂温泉、中山道馬籠宿などの主要観光地に加え、美濃和紙や関の刃物など伝統産業、飛騨牛やアユをはじめとする高品質でおいしい食を有し、世界の人々が訪れたい場所として、現在大変注目されております。

しかしながら、先ほどの答弁でも申し上げましたが、岐阜県自体の認知度は低く、その魅力を十分に生かし切れていない、発信できていない状況にあります。

そこで、関係人口の創出に向け、まずは岐阜県は面白い、岐阜県のことをもつと知りたいと感じていただくべく広報戦略を抜本的に見直し、特別チームによるSNSの活用など、本県の魅力を強力に発信するとともに、ニーズに沿って効果的に届ける取組をスタートさせたところでございます。

その上で、本県に関心を持っていただいた方との交流を深め、絆をつくる環境整備も進めております。

具体的には、政策オリエンピックで実施した「ふたつのふるさと（海・山の防災交流）事業」では、県外の子供たちが本県の子供たちと一緒に本県の自然や文化に触れる体験をするとともに、楽しみながら防災の知識を学びました。

また、今月一日からは、アグリパーク重点推進モデルの募集を開始し、都市住民など多様な主体が気軽に農業を体験し、楽しみながらノウハウを学び、その延長線上で本県での新たな農業参入につなげるアグリパーク

構想の実現を目指しているところでございます。

さらに、関係人口創出の取組は、それぞれの地域の資源や魅力を熟知した市町村が行うことが効果的であり、例えば保育園留学や都市部の大学生と協働した地域課題の解決など、工夫を凝らした積極的な取組を行っている市町村も出てきているところでございます。

県としては、市町村職員との意見交換の中で、優良事例や先進事例を共有するなど、先導的な取組を支援しているところでございます。

こうした取組を通じて、関係人口となった方と地域との結びつきを深め、将来的な移住・定住へとつなげてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 六番 和田直也君。

〔六番 和田直也君登壇〕

○六番（和田直也君） ありがとうございます。

それでは、最後、四項目めです。

専門高校と地域人材の育成方針、そして地域産業との連携強化について教育長にお尋ねをいたします。

せんだって、午前中の代表質問でも触れられました県立高校の再編についてですが、岐阜県では出生数が初めて一万人を下回り、県内で最も高校が集中する岐阜市においても、およそ二千四百人程度と推計される中、今後十五年程度の中学生卒業予定者数の減少が明確に見えてきております。

このような状況においては、限られた時間の中で学校施設の老朽化に伴う事前の一策を講じるとともに、平成の再編に続く早期の高校再編策が求められると考えております。

一方、文部科学省の資料を見ておりまして、県内の全日制公立高校の入学定員に占める職業学科の割合というのは、全国的に見ても比較的上位に位置をしており、地元企業や地域の現場と連携しながら専門知識や技術を早期に身につけることができるといふ強みがあります。

実際に、岐阜工業高校航空機械工学科では、生徒一人一人が3Dプリンターを活用できる学習環境を整備し、地域の航空宇宙産業への就業を意識した教育が行われております。このように専門高校は進学の道も広げつつ、地元企業で活躍できる人材を育成する重要な役割を果たしております。

さらに、第三次岐阜県教育振興基本計画において、専門高校二十一校は、既に岐阜県の地域の担い手育成総合戦略事業の研究指定校に位置づけられ、コロナ禍でやむを得ず制約を受けた側面もあるとはいえ、地域の若者が活躍する場を創出するという地方創生の観点からしても、極めて重要な将来投資であると考えられます。

また、第四次教育振興基本計画においても、地域の課題解決や探究型学習の確立、グローバルな視野と国際感覚の醸成、専門知識、技術力向上を目的とした教育プログラムを地元産業界と連携しながら、実践的、体験的に進めています。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。少子化に伴う中学校卒業予定者数の減少や、施設老朽化といった現実的な課題に対応しつつ、岐阜県の強みである専門高校、とりわけ農工商連携を通じた地域人材の育成に向けて、教育長としてどのような基本的な方針をお持ちでしょうか。

例えば先ほど森県議から紹介されました岐阜農林高校さんは、アイスクリームを開発されていますけれども、そういったものを商業高校の生徒が付加価値をつけて販売するなど、学校間の連携を促すことも一案ではないかと考えますが、現在実施中の取組をさらに発展させ、地域産業との連携を強化するための今後の施策に

ついてもお考えをお聞かせください。

以上で今回の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長(高殿 尚君) 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長(堀 貴雄君) 専門高校における地域人材の育成方針と地域産業との連携強化についてお答えをします。

先ほど議員から、出生数が一人を切ったというお話がありました。その子たちが高校一年生になる二〇四〇年、一人を切るということは現在の高校生の約六割になる、その二〇四〇年ですが、その頃には産業構造の変化などもあり、エッセンシャルワーカーの不足が深刻化されると予想されております。

そうした中、先ほど議員からも御紹介りましたが、岐阜県の公立高校では、普通科と専門学科の割合が全国平均七対三に対し、岐阜県は五十五対四十五と専門学科が多いことに加え、各分野においては、先ほどの農業科も含めてですが、全国的に見て優れた成果を上げているところです。

さらには、昨年度からは県内の専門高校が一堂に集い、取組を発表することで、互いの専門性や視点の違いを知り、自分たちの専門性の強みを理解し、学科を超えた交流と連携を行っております。その成果として、今年度、土岐商業高校の生徒が企画した高校生マルシェで恵那農業高校の生徒が育てた花を販売したり、大垣桜高校のホテル実習で岐阜農林高校の生産物を食材に活用するなど、取組を行ったところです。

今後は、それぞれの専門学科の成果を生かしながら、学科を超えた取組をさらに発展させるとともに、地域

産業と連携しながら、社会に貢献できる人材育成の在り方をさらに検討してまいります。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前十時までに御参集願います。

明日の日程は追って配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十分散会

+++++

第二号
十二月十日